

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	十六世紀前半におけるフランス王国財政の転機：財務官僚ジャック・ドゥ・ボーヌの事例を通して
Sub Title	The turning point of the financial system of the French kingdom at the beginning of the sixteenth century : the case of a financial officer, Jacques de Beaune
Author	山内, 邦雄(Yamauchi, Kunio)
Publisher	三田史学会
Publication year	2018
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.87, No.4 (2018. 9) ,p.29(473)- 72(516)
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20180900-0029

十六世紀前半におけるフランス王国財政の転機

——財務官僚ジャック・ドウ・ボーンの事例を通して——

山内 邦雄

はじめに

一五二七年八月十二日、元王国財務責任者ジャック・ドウ・ボーン（一四五二／五八一—一五二七年）がパリ・モンフォーコン刑場で絞首刑に処せられた。国王や王太后の信頼を得て、平民出身ながらサンブランセ卿という地位まで賜った彼の処刑は、フランス社会に大きな反響を呼んだ。十六世紀を代表する詩人クレマン・マロは次のように詠んでいる。

地獄の判官（パリ・シャトレ裁判所刑事部長）マイヤールが、

モンフォーコンにサンブランセをつれゆき、命を奪いしとき

諸君からみて、二人のうちどちらが

十六世紀前半におけるフランス王国財政の転機

立派な態度を保ったであろうか？

諸君に分かつてもらいたい、

マイヤールは死にとらわれるべき男に見えたし、

サンブランセはかくも毅然たる老人であったゆえに

彼こそ判官をとらえて、モンフォーコンに

連れゆくことが正しきことと思われた。⁽¹⁾

百年戦争後のフランスは、平和の復活に伴い経済面では「長期的好況」の時代に入り、フランソワ一世治世（二五一五—四七年）においてフランス・ルネサンスの最盛期を迎える。しかし即位直後から、シャルル八世の時代からのイタリアをめぐる戦争、さらに一五二一年以降はスペイン国境およびフランス東北部でのカール五世との戦争が続き、王国財政は恒常的に危機にあった。ジャック・ドウ・ボーンは、戦費調達に苦勞しながらも王

国財政を支えた人物であったが、処刑されたのだ。

確かに十六世紀以前にも、財政関係の高官が有罪とされた事例は他にも数件ある。⁽²⁾ 代表的な人物としては、フリリップ四世の侍従 (chambellan) ながら財務責任者でもあったアンゲラン・ドゥ・マリニー⁽³⁾、シャルル六世の大侍従 (grand maître de France) として財政全般を監督したジャン・ドゥ・モンテギユ⁽⁴⁾、そしてシャルル七世の王室会計方 (argenter du roi) のジャック・クルルをあげることができよう。ドゥ・マリニーは一三一五年絞首刑に処せられ、ドゥ・モンテギユも一四〇九年に処刑された。しかし、政商で名高いジャック・クルルでさえ、大逆罪、殺人、公金横領、収賄、高利徴収等々の多くの罪状で有罪とされたものの、判決は身柄拘束と財産没収であり、国王への過去の貢献と教皇のとりなしにより死罪は免ぜられたのである。⁽⁵⁾ 後世のルイ十四世の財務卿 (surintendant des finances) ニコラ・フーケでさえも死刑でなく、国外追放 (のちに禁固刑) に処せられただけであった。彼らが財政だけでなく政治的にも大きな権力を有していたのに対し、後述のように、ジャック・ドゥ・ボーンは財政以外の権限をほとんど持っていない人物であった。彼を死刑に追い込んだものは何であ

ったのか。

本論文は、第一章で研究史を概観し、第二章で中世の枠組みを残すフランソワ一世治世初期の財政制度を考察した後、第三章でジャック・ドゥ・ボーンの上昇と財務官僚としての活躍を取り上げ、第四章で彼の失脚と背景、さらに裁判を分析する。大商人ジャック・ドゥ・ボーンが財務官僚となり、王国宮廷・政府での地位を高めながら、数年間の絶頂期の後に失脚し処刑されるまでの動きを追うことで、中世から近世への移行期におけるフランス王国における財政の変化、そしてその後の王国財政に与えた影響を考察することを目的とする。なお本論文ではサンブランセ卿ではなくジャック・ドゥ・ボーンという表記を原則として用いることにする。

第一章 研究史

ジャック・ドゥ・ボーンの生涯をたどる前に、その前提となるフランスの財政・金融史をめぐる研究史に簡単に触れておきたい。⁽⁶⁾

フランスの財政・金融史研究は、一八三九年のバイーによる『君主制の始まりから一七八六年までのフランス財政史』⁽⁷⁾を嚆矢とするが、本格的に着手されたのは普仏

戦争前後の時期からである。この時代の財政・金融史研究は、第三共和制下の国体・国制研究を中心とする政治史に重きを置いた歴史研究の影響を受け、税制を主体とする制度史研究が主流であった。その中でクラマジェラの『ローマ時代から一七七四年までのフランス税制史』(一八六八年)⁸⁾は、フランス税制史研究の基礎を築いたものであり、本論文に深く関わる十六世紀前半の租税制度をつくったシャルル七世(在位一四二二―一六一

年)による国王の課税権取得過程を明らかにした。また租税制度の構築による歳入の増加とあわせるように、一六世紀前半は軍事費を中心とした歳出増加が財政の赤字をもたらしたが、ヴェユラーが『フランスにおける公的債務の歴史』(一八八六年)⁹⁾において、カウエが『フランスにおける公的信用の始まり、十六世紀の都市公債』(一八九五年)¹⁰⁾において、王国のために一五二二年に発行されたパリ市債を取り上げ、赤字補填のための金融手法に焦点を当てるとともに、公的金融及び国王債務の問題を分析した。

第三共和制の法的・制度的な基盤形成が行われつつあった十九世紀末になるとジャックトンが『フランソワ一世治下の貯蓄国庫』(一八九四年)¹¹⁾を発表した。彼はフ

ランソワ一世による一五二三年の財務行政改革の意義と功罪を分析し、その後のアンシアン・レジーム期の財務行政の枠組み構築に果たした重要性を示した。

二十世紀にはいり、フランスの工業化の発展に伴い金融の役割が増すと銀行への関心が増した。アンシアン・レジーム期についても、フランソワ一世治世の財政赤字補填に重要な役割を果たした銀行家からの借入について研究がなされた。ボンゾンの『十六、十七、十八世紀におけるリヨンの銀行』(一九〇二、一九〇三年)¹²⁾とヴィニユの『十五世紀から十八世紀におけるリヨンの銀行』(一九〇三年)¹³⁾は、国王への資金供給者であった十六世紀リヨンの銀行家たちの行動を研究することにより、国王金融の実態を明らかにした。また当時の財政状況については、一五二三年の史料に記載されている数値に基づいて、ドゥッセの『一五二三年度財務状況書』(一九二三年)¹⁴⁾が当時の王国財政の実態を分析し、その厳しさを説明している。

しかし、ドゥッセによる十六世紀期財政・金融研究以降は、アナール学派隆盛の時代になり、経済・社会史研究は発展するが、人口、気候、物価、通貨、地域研究など長期的動向に基づく研究あるいは地域研究が主体となり、財

政・金融についての研究は少なくなつた。その中でウルフの『フランス・ルネサンス期の財政制度』(一九七二年)⁽¹⁶⁾は数少ない成果の一つである。

財政・金融研究が再び脚光を浴びるのは一九八〇年以降で、特にフランス経済・財政省の外郭団体によるフランス経済・金融史委員会が設立されてからであり、経済・金融・財政におけるテーマ別、時代別あるいは横断的研究が進展した。例えば、アモン『王の金、フランソワ一世治下の財政』(一九九四年)⁽¹⁸⁾がある。数値が記載されているものが少ない財政文書を行政文書により補完し、十六世紀の財政に光をあてた。またアモンは『金融家たち—フランス・ルネサンス期の高級財務官僚たち—』(一九九九年)⁽¹⁹⁾において十六世紀の財務官僚群の実態を詳細に分析している。また同委員会刊行のフェリクス『アンシアン・レジーム下の経済と金融、研究者ガイド一五二三—一七八九』(一九九四年)⁽²⁰⁾は、フランス財政・金融史の文書および研究書を網羅的に提示しており研究の道標となっている。

本論文における研究対象であるジャック・ドウ・ポーヌおよびその処刑をめぐることも、十九世紀の研究が主体である。クレマンが一八五七年『歴史上の三つのドラマ、

アンゲラン・ドウ・マリニー、ポーヌ・ドウ・サンブランセ、騎士ロアン』⁽²¹⁾において、ジャック・ドウ・ポーヌを取り上げ、王および王太后とポーヌの間の書簡を分析し、権力者と奉仕する者との関係に焦点を置いた研究を行った。その後ドウ・ボワリルの『サンブランセと王国財政責任者』(一九八一年)⁽²²⁾が、フランス財政史研究において繰り返し議論となる財政の最高責任者に使用された *surintendant/intendant/superintendent* の肩書とその役割という視点から、フランソワ一世治世初期における王国財政責任者ジャック・ドウ・ポーヌの任務と業績、そして失脚の原因を分析した。また王権を分析したバリは、『フランソワ一世研究』(一九八五年)⁽²³⁾の中で、ジャックの失脚に大きな役割を果たしたと言われる王太后ルイズ・ドウ・サヴォワとの関係に一章を割き、処刑問題をルイズ側の個人的な人間関係を中心とした視点でとらえている。一方、スポンの『サンブランセ(？—一五二七)、十六世紀初めの金融ブルジョワ』(一九九五年)⁽²⁴⁾は、ジャック・ドウ・ポーヌの経歴、王国財政におけるその役割や功績、また失脚から処刑までの彼の生涯を軸に政治・財政を総合的に分析した研究である。さらにその後ドウセが『フランソワ一世の統治についての

研究、特にパリ高等法院との関係について』（一九二一年および一九二六年）²⁵において、サンブランセ事件を、彼の行動と当時の慣行の関係から取り上げている。またアモンは上述の二つの研究において、財務官僚の不正と管理、政治および王権との関係で論じている。

以上のように十六世紀前半のフランス財政・金融史研究は、その重要性にもかかわらず史料不足もあり、あまり進んでいるとは言えないだろう。

第二章 フランソワ一世治世初期の王国財政制度

では戦争に明け暮れる一方で、フォンテーヌブロー城を築き、レオナルド・ダヴィンチを招くなど一見華麗な王政を築いたかに見えるフランソワ一世治世の王国財政はどのような状況にあったのだろうか。

第一節 租税制度²⁶

フランソワ一世即位時の税制は、ジャン二世（在位一三五〇―一六四年）、租税の父と呼ばれたシャルル五世（在位一三六四―一八〇年）、そしてシャルル六世（在位一三八〇―一四二二年）を経て、シャルル七世（在位一四二二―一六一年）の治世において構築された制度と基本的

に同じである。国王の財政基盤は、この時期の当初においては他の封建領主同様、自分の領地からの収入であり、直接課税は戦時において援助金として臨時に認められていたに過ぎなかったが、十三世紀末以降王権伸長に伴って官僚機構が拡大したことにより行政費が増加するとともに、軍備と戦争遂行費用が増大したため、王領収入だけでは足りず租税賦課の必要が高まっていた。

ジャン二世治世の一三五五年十二月、ラングドイル地方三部会において価格一リーヴルあたり三〇分の一にあたる八ドゥニエの商品税 (*avde ou imposition*) および塩税 (*gabelle sur le sel*) が戦費調達のために承認され、以後国王による課税は三部会の承認により更新を繰り返しながら恒常化していった。すこし遅れて一三五六年三月のラングドック地方三部会において、商品税と戸別税 (*fouage*) が承認された。さらに重要なことは、一三五六
年九月に英国軍により捕虜となったジャン二世の身代金が、一三六〇年五月ブレティニー条約により決定したことである。総額は三〇〇万エキュにのぼり、同年十月に六〇万エキュ、残額は毎年四〇万エキュを六年間にわたり分割で支払うと定められた。身代金支払いの財源として、一三六〇年十二月ラングドイルでは商品税、塩税、

ワイン等飲料税が徴収され、ラングドックではセネシャル管区ごとに商品税の代わりに同税に等しい課税額が割当てられ徴収された。その後一三六三年十二月ラングドイル地方三部会の同意を得て、戸別税と商品税が課されるようになり、商品税による間接税は国王身代金に充当し、直接税は戸別税の形をとり戦費に充てられることになった。

一三六九年十二月パリでの全国三部会において、商品価格一リーヴルあたり二〇分の一にあたる一二ドゥニエの商品税、ワイン等飲料料に対しては価格の二三分の一の卸売税と四分の一の小売税が課せられ、戸ごとに都市では六フラン、農村では二フランの戸別税が期限を設けられずに徴せられることが決定された。戸別税を中心とする直接税と商品税を中心とする間接税によるフランス王国の租税の枠組みが構築されたのである。

ところが、一三八〇年九月シャルル五世は臨終の床で戸別税の廃止を命じ、後継のシャルル六世は同年十一月、ラングドイル地方三部会の圧力の下ですべての租税廃止を宣言するに至った。しかし、租税収入のない状況に王国財政がもはや耐えられないはずもなく、一三八二年一月、王は租税のうち、価格の五%の商品税、ワイン等飲料税、

塩税の課税再開を宣言し、同年二月からの徴税を命じた。だが戸別税はシャルル六世在世中には復活されなかった。加えて、一四一八年以降はブルゴーニュ公ジャン無畏公が自ら支配するパリ及び北フランスにおいて商品税の徴収を廃止したことに對抗するため、王太子シャルルも自分の領地では商品税の徴収を行っていない⁽²⁸⁾。

一四二二年王太子はシャルル七世として即位した(戴冠式は一四二九年七月)が、フランスは英国との百年戦争のさなかであり、パリ、ノルマンディ、ボルドーおよびギユイエンヌがまだ英国占領下にあった。しかし、彼は地方三部会(ラングドイル、ラングドック)および全国三部会を巧みに操作し、援助税(*aide*)⁽²⁹⁾、あるいは御用金(*subside*)の名で必要な資金を徴収していった。

一四一三年の全国三部会以降、地方三部会が開催されていなかったラングドイルは一四二三年三月ブルジュで地方三部会を開催し、タイユの形で援助税を一〇〇万フラン、二四年五月金額不明ながら御用金提供に賛成した⁽³⁰⁾。

一方、一四一八年に地方三部会が再開されていたラングドックは援助税に賛成し、一四一八年の一〇万リーヴル以降、二一年、二二年、二三年に各々二〇万リーヴル、

一〇万リーヴル、二〇万リーヴルを提供した⁽³¹⁾。その後も、ラングドック、ラングドイルは別個に地方三部会、あるいはともに全国三部会を開催し、援助税による支援に賛成投票を行っている。特に、一四二八年十月には、フランス中部のシノンに全国三部会が召集され、ラングドイルが五〇%、ラングドックとドーフィネが残り五〇%を負担して、御用金四〇万フランを提供することに同意した。さらに「何人も援助税が免除されることはない。ただし、別の形で貢献する聖職者、軍務に従事する貴族、あるいは身体障碍のため軍務に従事できない貴族、学位取得のため学問する正規の学生、国王貨幣鑄造所の永年勤続工、貧者・物乞いは除く」と決議した⁽³²⁾。

一四三六年二月、ラングドイル地方三部会は、前年九月にフランス国王とブルゴーニュ公との間で締結されたアラス和約を批准するとともに、商品税課税の賛成決議を行った。これを受けて、二月二十八日王国内で売買される商品、食料品、ワイン等への課税を行うとの王令が発布され、食料品と商品は売り手、買い手とも価格一リーヴルあたり一二ドゥニエを支払うが、価格が五ソル以下は免除し、小売りワインおよびその他飲料は価格一リーヴルあたり三〇ドゥニエを支払うことと定められた⁽³⁴⁾。

ここに一四一八年以来途絶えていた間接税である商品税 (aide) が復活したのである。同王令は税の適用期限を定めていなかったが、ラングドイル地方三部会はこれをそのまま批准し、一方ラングドック地方三部会は一四三七年から三九年の三年間に限るとの条件で批准した⁽³⁵⁾。しかし、その後も三部会に諮ることなく徴収は継続され、国王は商品税の課税権を掌中のものとした。

一四三九年シャルル七世はオルレアンに全国三部会を召集し、領主私兵軍を解散させ、その財源として領主が徴収していたタイユを廃止し、平和維持と対外防衛のための国王による常備軍保有と租税の恒常化を提案し、全国三部会の承認を得た。一四三九年王令は「タイユは王権のみが徴収する⁽³⁶⁾」と規定しているが、期限については何も触れておらず、その後も国王はタイユを徴収し続け、暗黙のうちに直接課税権を獲得した。

結局シャルル七世は、百年戦争末期の困難な時期において、これ以降三部会の投票を経ずに、王国財政の柱となる、直接税であるタイユと間接税である商品税の課税権をなし崩しの手に入れたのである。さらに、塩税、平民による封地取得税 (taille)、永代所有権取得税 (droit d'amortissement)、外国人死亡時の財産没収税

(droit d'aubaine)、庶出税 (droit de bâtard)、聖職者に
対する十分の一税 (décime)、通行税 (peage)、関税等
も国王が掌握した。以後ルイ十一世 (在位一四六一—八
三年)、シャルル八世 (在位一四八三—九八年)、ルイ十
二世 (在位一四九八—一五一年) の時代を経て、フラ
ンソワ一世もこの租税制度の下で治世を開始する。

第二節 財務行政制度

税を徴収する財務行政に関しては、領地財政は經常会
計 (finances ordinaires) に、課税財政は特別会計 (fin-
ances extraordinaires) に区分された。徴税は原則的
にラングドック、ラングドイル、ノルマンディ、ウト
ルーシーヌ・エーヨンヌの四総徴税管区 (généralité)
に分けて行われ、四人のフランス財務官 (trésorier de
France) が經常会計を、四人の財務総官 (général des
finances) が特別会計を所管し、情勢の変化によりブル
ゴーニュ、ブルターニュ、ギユイエンヌ、ミラノ等の総
徴税管区が設けられ、その下に徴税区 (élection) が置
かれた。

財務官僚のヒエラルキーは、フランス財務官と財務総
官が命令者 (ordonnateur) として最上位に位置し、

«Messieurs des finances» と総称された。その下に經常
会計では全国で一名の王領会計官 (changeur du tre-
sor) が、特別会計については各総徴税管区に一名、計
四名の総収税官 (receveur général) が配置され、各々
王領収入と租税の徴収に携わるとともに、国王およびフ
ランス財務官や財務総官の命令による支払いを行って
いた。彼らは会計官 (comptable) とも呼ばれ、王領会計
官はパリに常駐し、総収税官は管区的首邑 (トゥール、
パリ、モンペリエ、ルーアン) に駐在した。実際の徴収
には、徴税区ごとに収税官 (receveur ordinaire) があ
ったが、特別会計では徴税区ごとに課税の配分と租税
関係訴訟を担当する徴税区長 (élu) が常駐した。⁽³⁷⁾

フランス財務官と財務総官は、財政に関する国王の下
間に対応すべく、巡察時以外は常に宮廷で待っていた。⁽³⁸⁾
彼らにとって所管管区における徴税・徴収、また下僚の
管理等、いわば管理職としての任務の他に、財政状況書
(état des finances) を作成することが重要な任務であつ
た。財政状況書は、毎年一月に各所管総徴税管区の歳
出・歳入見込額を集計して作成され、王の裁可を仰いだ。⁽³⁹⁾
財政運営はこの財政状況書により行われ、状況書に計上
された歳出はフランス財務官が王領会計官にあてた支払

命令により、あるいは財務総官が総収税官にあてた支払命令により支払われ、財政状況書に計上されていない歳出については別途国王の支払命令書が発行された。

一方徴収した資金は、原則的に王領会計官および総収税官の手に置かれ、各総徴税管区の費用を賄い、国王宮廷と政府の資金は中央からの要求に基づき地方から送金されたのである。

第三章 ジャック・ドゥ・ボージュの生涯と財務

官僚としての活躍

第一節 出自と経歴

では、このような機構の中でジャック・ドゥ・ボージュはどのようにして立身出世をしたのだろうか。まず彼の出自をたどってみよう。

ドゥ・ボージュ家の出自ははっきりしないが、ジャックの祖父は、貨幣総監督官 (*général maître des monnaies du roi*) を務め、父ジャン（一四八〇年没）は一四五四年にヴァロア家傍系のアングレーム公家の御用達商人として名前が初出⁽⁴⁾、十年後にはルイ十一世の経済活動にかかわるようになっていたことは史料で確認できる。織物、特にイタリア製絹織物や銀器を取り扱い、さらにレ

ヴァント貿易にも関係し、王室、アングレーム公家、オレアン公家に入入りする王国内大商人の一人となり、一四七一年にトゥール市長に就任した。彼には、ジャックのほか二人の息子と六人の娘がおり、息子の一人は修道士となり、もう一人のギヨームはパリ通貨院部長 (*général des monnaies*)⁽⁴²⁾、フルターニュ公家の会計官、トゥール市長を歴任した。

ドゥ・ボージュ家は有力者と閥閥を形成した。ギヨームとジャックはトゥール市長などを歴任したジャン・ルゼの娘たちとそれぞれ結婚したが、ジャックの姉たちもトゥール市長、徴税区長、フランス財務官など在地の有力者に嫁いだ。特に妹のカトリーヌは土地の名門プリソネ家のジャン・プリソネと、ラオレット（一四九〇年頃没）はジャンの甥ギヨーム・プリソネと結婚した。この結婚がジャック・ドゥ・ボージュの人生を大きく変えることになる。

このプリソネ家もやはりトゥールの商人出身で、シャルル七世からルイ十二世の治世において財務官僚を含む多くの高官がこのプリソネ家から輩出した。特にシャルル八世治世において、ピエール（？―一五〇九年）とギヨームの兄弟は財務官僚や国王顧問として国王の厚い信

頼を得た。ピエールは、トゥール市長、会計院首席監査官 (*maître des Comptes*)、国王会計方、国王公証人・秘書役 (*notaire et secrétaire du roi*) 等を歴任した後、一四九三年ラングドック財務総官、一四九五年にラングドイル財務総官に就任した。さらに弟のギヨーム(一四四五―一五一四年)は、国王秘書役、ラングドック財務総官を歴任、⁽⁴³⁾「*surintendant*」と呼ばれ、王国財政責任者として財政面の権力を握った。ラオレット亡きあと聖職に入ってサンマロ司教(在任一四九三―一五一四年)、枢機卿(在任一四九五―一五一四年)、ランス大司教(在任一四九七―一五〇七年)、ナルボンヌ大司教(在任一五〇七―一四四年)、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院長(在任一五〇四―一〇七年)となり、財政のみならず外交・政治においても国王側近として権勢をふるった。⁽⁴⁴⁾

ジャック・ドゥ・ポーヌ自身は、ジャン・ルゼとやはりトゥールの名門ベルテロ家の娘ジロンヌとの間に生まれたジャンヌ・ルゼと結婚し三男二女を儲けた。娘たちは財務官僚と貴族に嫁ぎ、長男ギヨームは父と同じように財務官僚の道へ進み、フランス財務官を務めたジャン・コテローの娘と結婚し、二男マルタンはトゥール大司教(在任一五一九―二七年)となり、三男ジャックは

財務官僚を経てヴァンス司教(在任一五〇四―一一年)に就いた。このようにドゥ・ポーヌ家とプリソネ家は財務官僚との婚姻により閥閥を形成し、フランスワ一世治世初期の一五二三年における十人のフランス財務官および財務総官のうち実に八人が、プリソネおよびドゥ・ポーヌの血族・姻戚であった(表1参照)。ジャック・ドゥ・ポーヌはその長として派閥と力を引き継ぎ、彼を中心に王国財政は運営されていたのである。

ジャック・ドゥ・ポーヌは、父や兄とおなじように商業と銀行業務を行っていたが、一四九一年ブルターニュ女公アンヌ・ドゥ・ブルターニュが国王シャルル八世と結婚し王妃となった後に、彼女の財務総官(*trésorier général de la duchesse Anne*)に任命された。彼は財務管理だけでなく自らの資金でアンヌ・ドゥ・ブルターニュを援助し、彼女もこれを多とし国王シャルル八世の恩寵が彼に与えられるよう取り計らった。一四九五年、ジャックはアンヌ・ドゥ・ブルターニュの財務総官職を三男に引き継ぎ、ピエール・プリソネの後任として一四九五年十一月から十二月にラングドック財務総官となり、財務官僚の最高位である八人の一人となった。ラングドック財務総官就任後も、ジャックはシャルル八世の後継

表1 1523年当時のフランス財務官および財務総官⁽⁴⁷⁾

氏名	役職(在任期間)	プリソネ家/ボース家との関係
Jehan Cottureau	フランス財務官(ラングドック 1506-28年)	ジャック・ドゥ・ボースの長男ギヨームが女婿
Philbert Babou	同上(ラングドイル 1521-45年)	なし
Florimond Robertet	同上(ノルマンディ 1501-26年)	息子がピエール・プリソネの孫娘と結婚
Pierre Legendre	同上(ウトル=セヌ=エ=ヨンヌ 1504-25年)	ピエール・プリソネの女婿
Jean Poncher	財務総官(ラングドック 1522-27年)	ジャック・ドゥ・ボースの姪(ジャックの姉とジャン・プリソネ(ピエール・プリソネの叔父)の娘)と結婚
Guillaume de Beaune	同上(ラングドイル 1516-27年)	ジャック・ドゥ・ボースの長男
Thoma Bohier	同上(ノルマンディ 1493-1524年)	ギヨーム・プリソネとジャック・ドゥ・ボース姉の女婿
Morlet de Museau	同上(ウトル=セヌ=エ=ヨンヌ 1522-28年)	ピエール・プリソネの女婿
Raoul Hurault	同上(ブルゴーニュ 1515-28年、プロワ 1520?-1528年)	ジャック・ドゥ・ボースの女婿
Pierre d'Apestéguy	同上(ギユイエンヌ 1523?-1525年)	なし

王であるルイ十二世と再婚したアンヌ・ドゥ・ブルターニュのために行動し、さらに信任を厚くした。例えば、一四九九年一月には、アンヌ・ドゥ・ブルターニュとルイ十二世の結婚契約の調印式にも出席し、またアンヌ・ドゥ・ブルターニュはシャルル八世との結婚によって奪われていた自領ブルターニュ公領の財政自主権をルイ十二世との再婚に際し取り戻したが、そのことに関して一五〇二年国王の意思をパリ会計院に伝達したのもジャックであった。⁽⁴⁹⁾さらに彼は国王の宮廷移動にも随行し、時には国王に従い遠征先のイタリアまで行っている。アンヌ・ドゥ・ブルターニュはトゥールにある彼の邸宅に一四九七年十二月と一五〇〇年十一月の二度も宿泊する榮譽を彼に与えている。⁽⁵⁰⁾

ジャックが就任したラングドック財務総官はリヨネ、フォレ、ボージョレ、ドーフィネおよびプロヴァンスを含む広大な地域を所管したが、ジャックは毎年巡察するとともに地方三部会等の諸会議を主宰した。所管地方は、各々歴史的、地勢的な特殊性を有し、国王や中央政府については財務総官に対する姿勢も異なっており、発生する諸問題への対応は難しかったが、彼は問題の解決にブラグマティックな手腕と力量を見せ、政府内の評価を高め

た。一五〇九年から一〇年は、彼の経歴において飛躍期となった。一五〇九年四月ラングドイル財務総官ピエール・プリソネが、イタリヤへの途次リヨンで急死したため、ジャックは臨時代行として兼務することになり、翌年一月正式にラングドイル財務総官として発令され、「騎士」に任ぜられたのである。ラングドイル財務総官は経験豊富な人物が務め、フランス財務官・財務総官社の団の団長と見做される地位であり、いわば財務官僚の頂点に立ったと言える。

だが彼がラングドイル財務総官となった一五〇九年以降、フランス王国をめぐる国際情勢は変転した。一五〇八年、ヴェネツィアに対抗すべくフランス王ルイ十二世、教皇ユリウス二世、皇帝マクシミリアン一世、アラゴン王フェルナンド二世によって結ばれたカンブレール同盟は、一五一一年十月にはフランスの勢力拡大を恐れるユリウス二世により、フランスに敵対する神聖同盟（教皇庁、神聖ローマ帝国、アラゴン、ヴェネツィア、スイスによって結成され、十一月にはイングランドが参加）⁽⁵¹⁾に変じ、一五一二年イングランド王ヘンリ八世とフェルナンド二世がフランスに宣戦を布告した。当初フランス軍は教皇・アラゴン軍に勝利したが、ミラノをスフォルツァ家

に奪回されてしまう。一五一三年にはフランスとアラゴンの休戦が締結されるが、フランス軍は六月にスイス軍に、八月にイングランド軍に敗北し、トゥルネーを奪われた。さらに九月にはスイス軍がディジョンを包囲するなど混乱状態に陥るが、一五一四年ヘンリ八世との講和が成立しフランス国内に落ちつきが戻った。この間軍事費の増加によりフランス財政当局は歳入増に努めることを余儀なくされ、一四九七年のタイユによる税収が総額二一一万五千里ーヴルであったのに対し、一五一四年には三三〇万里ーヴルに上った。⁽⁵²⁾さらに聖職者課税や、官職者からの強制借り上げなどを実施したが、一五一五年一月一日ルイ十二世は一四〇万里ーヴルの債務を残して死去し、フランソワ一世の治世が始まったのである。

新国王は即位すると、イタリヤ戦争の継続を決め、戦費調達にあたる前王治世の財務官僚全員にその任務継続を認め、ジャック・ドゥ・ボームもラングドイル財務総官の任を継続することになった。フランソワ一世はミラノ奪回のため出陣し、王太后ルイーーズ・ドゥ・サヴォワを摂政とした。ジャックは摂政に任せ、顧問会議にも出席するようになった。マリニャーノの戦いで勝利し、教皇レオ十世との間にポローニャ政教協約の草案に合意し

た国王が一五一六年に帰国した後、ジャックは国権の最高機関である国王顧問会議に出席するようになった。彼はルイ十二世の王妃アンヌ・ドウ・ブルターニュの時と同様に、フランソワ一世の王太后ルイーズ・ドウ・サヴオワの嫁資の管理も委託され、彼女個人の財務総官(54) (neural des finances) の肩書きを与えられ、さらに彼女からサンブランセ男爵領を授けられ、以後彼はサンブランセ卿と呼ばれるようになる。ジャックが先王の治世から播いてきた種が実を結んだのである。先王ルイ十二世の宮廷において、王妃アンヌ・ドウ・ブルターニュと王位継承権のあるフランソワ・ダングレーム(のちのフランソワ一世)の母にしてルイ十二世の従姉妹でもあるルイーズの関係は、ルイ十二世とアンヌの娘である王女クロードの結婚問題(55)もあり、難しいものであった。ルイ十二世は、重病になった一五〇五年、「アンヌとルイーズが良好な関係になる」よう遺言書を作成したと言われるほどであった(54)。ジャックは、アンヌとルイーズの間に入り両者の関係改善に務め、アンヌに対すると同様ルイーズやアングレーム家に対しても財産管理の相談にのり、資金を援助し、彼女からも信用を得た(56)。一五一四年一月王妃アンヌ・ドウ・ブルターニュが死去し、翌年一月フ

ランソワ一世が即位した後は、ルイーズは王太后、時に摂政として宮廷の権力者となり、ジャックの地位も確固たるものとなり、その過程で彼は莫大な資産を形成した(57)。一五一六年九月四日ジャックは、ラングドイル財務総官職を長男ギヨームに譲り、トゥール総督兼バイイ(gouverneur et bailli de Touraine)、となるが、実際にはギヨームの後見役として、引き続き財務総官会議の主宰、財務状況書の作成と管理などフランス財務官・財務総官社団長としての役割を続けていた。国王は彼に贈与・褒賞、旅費、外交関係費用と王室関連支出の管理を任せていたが、これはもともとラングドイル財務総官の仕事であり、特別な権限を授与していたわけではない。一五一八年一月二七日、国王は彼に新しい任務を発令した(58)。ジャックが受けた王令は、「経常財政および特別財政事項を専管する権限をサンブランセ卿に与え、余が行う巡察の費用、大使・使節・外交費ならびに贈与褒賞費の支払いを監督し、余の支払い命令を正しく計算し最大の注意をもって処理すること」、さらに「大法官、財務官僚、フランス財務官、財務総官は、余の顧問にして侍従であるサンブランセ卿に属する事項については、彼に従うことを本状により命ずる」と規定している。

彼は王国財政全般を専管する権限を与えられたのであった。それでは、彼にこの任務を授けた国王の狙いは何であつたのか。それは借人を主体とする資金調達であつた。

第二節 王国財務責任者時代

イタリア戦局が一時的に落ち着いた一五一八年においては、対イングランドを除き、フランスにとつて近隣列強との関係は平穏であり、財務状況も落ち着いていた。

七月の財政状況書作成後、国王は「タイユは通常時の二四〇万リーヴルに戻す」と言ったが、それでもフリブール条約に基づくスイスへの年払い債務三二万五千リーヴル、教皇レオ十世の仲介によるマドレーヌ・ドウ・ラ・トウール・ドールヴェルニュとウルビーノ公ロレンツォ・メデイチ二世の結婚資金一〇万リーヴルの支払が生じた。加えて、十月にイングランドと平和条約を締結し、トゥルネー市買戻しのため六〇万クラウン（およそ一三五万リーヴル）を支払うことになった。これらの支出の多くは通常の歳入によって賄うことが企図されたが、やはり不足し、ウルビーノ公への一〇万リーヴルはリヨンの銀行家たちから調達せざるを得ない状況であつた。

一五一九年事態は急変する。マクシミリアン一世の死去により空位となつた神聖ローマ皇帝位をフランソワ一世はスペイン国王カルロス一世と争うのである。皇帝選挙は選帝侯たちに対する買収競争でもあり、巨額の資金が必要であつた。資金調達は、大侍従アルテュ・グファイのもとで財務総官たちが当たつた。ドイツ駐在のフランス王国特使は、選挙資金として本国から四〇万エキユを受け取り、選帝侯買収のため大侍従の弟ギヨーム・グファイ提督とラングドイル財務総官を務めるジャックの息子ギヨーム・ドウ・ボームがドイツに赴き、またジャックも一五一九年二月にブランデンブルク選帝侯への贈り物とするためにイタリア人商人ボナコルシイから宝石を購入している⁽⁶³⁾。しかしフランソワ一世は敗れ、帝位を得ることはできなかった。

この選挙資金がどこからどのように集められたのかは、はっきりと分かつていない。ロンドンのイタリア人銀行家から三六万エキユを借り入れたとの説もある⁽⁶⁴⁾。しかし一五二二年四月七日王令は「王国の状況と維持のため、重要にして正しい事由のためにリヨン市その他の銀行家たちからの多額の借入を余儀なくされた」とした後に、借入先の銀行家たちの名を記述している⁽⁶⁵⁾。列挙された銀

行家のほとんどが、リヨン居住のフィレンツェ人、ルツカ人銀行家であることから、彼らがこの選挙資金を貸した可能性は高いだろう。

一五二〇年、フランソワ一世はヘンリ八世に接近すべく、六月七日から二週間にわたり北フランスのアルドルで贅をこらした金欄陣営会見を開催した。この会見は何らの成果ももたらさなかったが、それでも設営資金二〇万リーヴルをリヨンの銀行家たちから借入れざるを得なかった。⁽⁶⁶⁾ さらに軍備増強は続き、軍事費として七万五千エキュをリヨンの銀行家たちから借入れた。⁽⁶⁷⁾ タイユは通常基準の二四〇万リーヴルの予定であったが、結局、年末になり四〇万リーヴルの増税を決定し、都市からの借入、教会等からの永代所有権取得税徴収も実施した。⁽⁶⁸⁾

これらの資金調達活動にジャック・ドウ・ボースがどの程度関与していたかは明確でないが、以下の事例から、彼は中心的役割を果たしていたに違いない。まず、一五一八年ウルビーノ公ロレンツォ・メディチ二世の結婚資金下賜に際し、大法官デュプラが、「叔父である教皇レオ十世を喜ばせることはない」と国王の面前でジャックを責めたこと⁽⁶⁹⁾から、リヨンの銀行家たちからの借入に彼が深く関与していたと考えられる。第二に金欄陣営会見

において、王の義兄アランソン公、伯父ルネ・ドウ・サヴォワ大侍従、ギヨーム・グフイエ提督、ギヨーム・ドゥ・モンモランシ公、大法官デュプラなどの王族や重臣と同様の処遇を受けており、第三に同年八月二男マルタンがトゥール大司教に任命され、十一月には王から彼にトゥール近郊の大通り、塔、壕、土地が贈与されている⁽⁷⁰⁾ことなどから、資金調達における彼の役割と貢献は大きかったものと推定される。一五二〇年までは国王と王太后の信頼は厚かった。変化が現れるのは一五二一年からで、順調に階段を上ってきたジャック・ドウ・ボースのキャリアにかげりが見え始める。

第四章 ジャック・ドウ・ボースの失脚とその

背景

第一節 一五二一年から一五二三年の状況

一五二一年に入ると、フランソワ一世は軍隊の派遣をイタリアだけでなく、カール五世に占領されていたナヴァール、さらにフランス北部および東部に拡大して、戦争準備を本格化させた。ナヴァールとフランス北部の戦費として一六〇万リーヴルを調達する必要があったため⁽⁷¹⁾、前年十二月にはタイユを四〇万リーヴル増額することが

決められていた。⁽⁷²⁾一五一五年のマリニャーノの戦いによる費用は、二六七万リーヴルであったと推定⁽⁷³⁾されてお
り、遠く離れた三つの地域で戦火が交わされるとすれば、
いかに莫大な資金が必要になるかは明らかであった。こ
の一六〇万リーヴルについては借入とその他の弥縫策で
の調達を図ったが、第一四半期のタイユから八万リーヴ
ル、最高諸法院の給与減額四万六千リーヴル、財務官僚
からの融資（金額不明）、パリ市からの借入四万リーヴ
ルなど徴々たるものであり、方策は限られていた。⁽⁷⁴⁾さら
に四月から五月にかけて支払った軍事費は二万三千六千
リーヴルに達し、そのうちジャックが二〇万リーヴルを
供給し、残額は一五一九年に死亡したボワジ脚の遺産か
らの強制借上げの形で徴収した資金であった。⁽⁷⁵⁾

一方で、一五二一年は政府が臨時歳入増加を図るべく
官職売却、王領地譲渡、都市御用金など臨時財源を拡大
した年であった。官職売買はそれ以前から行われていた
が、フランソワ一世治世になると大規模にかつ表立って
行われるようになった。一月にはボルドーの国王公証人
職四十名の創設をはじめパリ会計院評定官職（*conseil*）
十二名、ブルゴーニュ会計院長職、グルノーブル
高等法院評定官職四名、ドーフィネ通貨院部長職等々、

多くの法務・財務官僚職⁽⁷⁶⁾を創設あるいは増員している。
都市からの資金調達も増加し、ルーアン市から四万二
千リーヴル⁽⁷⁷⁾を、トロワ市から一万五千リーヴル⁽⁷⁸⁾を商品税
徴収権譲渡により調達したほか、リヨン市には城塞修理
費、軍用車馬および人員費を、金額的には詳らかでな
いが、御用金⁽⁷⁹⁾として負担させている。

王太后ルイズ・ドゥ・サヴォワから、ジャックに対
し国王のために資金調達をするよう、たてつづけの要請
があったのは、この四月および五月であった。四月十日
付書簡では「国王が進めている国事に鑑み、王の意思を
執行し事業の成功を準備するため、この世にあるものを
全て惜しむことなく、最大限使用するように計らえ⁽⁸⁰⁾」と
あり、五月十一日には「貴卿がいなければ、すべてが苦
難の方向に向かい、苦しむに違いないと確信する。この
ような難局において、貴卿が私の最後の希望の人となる
よう行動せよ」と書いている。⁽⁸¹⁾使える資金はすべて使用
してよいと彼は理解し、ノワイヨン条約に基づきカール
五世から受け取り国王から預託されていたナポリ資金三
〇万エキュと、ルイズズから委託されている彼女の個人
資金一〇万リーヴル余を国事に流用した。⁽⁸²⁾

しかし六月六日デイジョンでの国王顧問会議で戦時軍

事費を検討した結果、緊急にさらに四八万リーヴルが必要であることが判明した。⁽⁸⁵⁾直前の五月二十九日には王領地売却の王令が出され、一八万七千リーヴルの徴収が図られ、さらにリヨンの銀行家への返済資金二〇万リーヴルを軍事費に回したり、官職者から二〇万リーヴルの借り入れを行ったりしたにもかかわらず、危機は悪化していったのである。六月末には軍事費金庫はほぼ枯渇した。⁽⁸⁶⁾

九月十三日、ジャックは王太后およびルネ・ドゥ・サヴォワに、「もう一か月分しか資金がありません」と伝えるほどの財務状況になった。⁽⁸⁷⁾この間、フランソワ一世とジャックの間でも書簡の往復があった。同年八月七日王は彼に「何も心配するな。余は貴卿を満足させ、すべてを保証する」という書簡を送ったが、彼は「皆が私から逃げます。財布の口は閉ざされています」と返書を出し、王は九月二十四日「倦むことなく、従来同様にこの業務に忠誠を示せ」と書いている。⁽⁸⁸⁾

資金調達に苦勞するジャックは、王太后を通じ、国王の借入保証が欲しいと申し出た。保証状ではないが、「王の名において借入契約をし、借り入れを行う権限を委任する」という国王委任状が十一月四日付で発行された。この間九月以降、ジャックは二八万リーヴルを彼個

人の名義で調達していた。⁽⁹⁰⁾

一五二二年は外交、戦争において重要な年であった。前年十一月に皇帝軍がミラノのフランス軍を攻撃してハプスブルク・ヴァロア戦争が始まったのである。しかしイタリア前線へ戦費が届かず、スイス傭兵俸給の支払遅延は慢性化し、彼らの士気にも影響を与えていた。

このような状況下、二月二十八日国王は、「サンブレンセ卿が、国王のために借り入れた資金一五七万リーヴル余を彼に返済せよ」との支払命令書をフランス財務官あてに発行した。前年十一月四日の借入権限委任状と本王令発行の背景は、ジャック経由の国王むけ融資が延滞し、彼に対する銀行家の信用が失墜しつつあったことと、自分たちの資金状況も苦しくなったりヨンの商人銀行家たちが返済を強く催促し始めたからであった。一方でこの支払命令書は、国王がジャックに対して一五七万リーヴル余の債務があることを確認したことを意味する。

同年四月七日、国王は、財務官僚および商人銀行家に対して五五万リーヴル余の国王債務を確認し、返済を約束する公開王令を発するに至った。⁽⁸⁹⁾「財務総官による借入を自らの債務と認め、返済を約束し」、さらに「(債務返済は) 国王、相続人、継承者を拘束する」ことをこの

王令は確認している。十六世紀フランスにおいては、国事のための借入でも、王国の債務でなく国王個人の債務であったが、国王の借入権限委任状や債務確認書を発行したことは、借入金額の著増を表しているとともに、発行せざるを得ない状態にしたジャックに対する国王の信頼を揺るがす原因の一つとなったのではないだろうか。

一五二二年、財政状況はさらに悪化した。同年のタイユは六〇万リーヴルの増税を含み総額三〇〇万リーヴルに達し、王領地売却は二三万リーヴル、官職売却もパリ高等法院評定官職二十名の増員の他、シャトレ裁判所調査官職十六名および公証人職四名等が創設された。さらにルーアン市、リヨン市、トロワ市、パリ市などの都市から軍事費が調達されて兵士の給与に充てられ、また都市からの新しい調達手段として二〇万リーヴルのパリ市債を発行させた。これは、国から譲渡された畜肉・魚・ワイン等の商品税徴収権を償還原資として、パリ市が債券を発行し、調達した資金を国に一括して引き渡すものであった。一方で銀行家からの借入は少なく、後述の一五二一年に合意したフィレンツェ人銀行家からの強制借り上げ一〇万リーヴルのほかは、ドイツ人銀行家ヤン・クレベルガーからの約一万七千エキユとフィレンツェ人、

ベルン人、アウクスブルク人銀行家の協調融資四万エキユのみであった。

だが国王の債務確認王令発行を含む資金調達努力にもかかわらず、戦況は改善せず一五二二年四月二十九日ピコッカの戦いでフランス軍は敗れミラノを喪失した。資金不足がピコッカの敗戦を招いたとの非難が軍人から起こり、財務官僚に対する不満が広がっていった。

一五二三年に入ると、財務官僚に対する不満は、財務行政体制ならびに財務官僚を問いただす具体的な動きとして現れ、諸施策が実行された。まず同年の財政状況を財政状況書により俯瞰してみよう。

一. 一五二三年度財政状況書

当時の財政関係史料は、前述のようにパリ会計院の火災などにより消失し、一五二三年度分の財政状況書のみが現存している。財政状況書は、本体状況書のほかに、付属計算書として歳入補填案と本体に含まれていない支払い予定項目を記した文書から構成されている。本体状況書は歳入・歳出予定項目を一件ごとに記載しているが、一方で計算違い・桁違い・計上基準の不一致等、誤りは少なくない。

一五三三年度の概要は表2のとおりである。歳入合計は五一五万リーヴルでその内訳は王領収入三五万リーヴル、塩税四六万リーヴル、商品税六七万リーヴル、タイユ他直接税三五七万リーヴルとなっており、王領収入は七%弱に過ぎず、租税が歳入の九三%、特に直接税であるタイユが歳入の七〇%を占めている。

一方、歳出合計は五三八万リーヴルで、その主項目は、軍事費(表2の7-12合計)二六八万リーヴル、最高諸院(高等法院、会計院等)経費二二万リーヴル、宮廷費五四万リーヴル、年金費四八万リーヴル、王令による支出一〇五万リーヴルとなっており、軍事費が五〇%弱を占めている。宮廷費は歳出の一〇%とまだ多くはない状況である。結果として一五三三年度の収支差額は、二三万リーヴルの歳出超過の見込みである。

この赤字を補填すべく、付属計算書AおよびBは翌一五二四年度タイユについては六一万リーヴルを増税し、あわせて二三二万リーヴルを当年中に徴収する計画としている。さらに付属計算書C、D、Eは臨時歳入に関するもので、Cでは官職者から総額五万リーヴルの強制借り上げ、Dでは歩兵給与のための都市からの御用金一一万リーヴル、Eでは聖職者課税一一八万リーヴルを計上

している。付属書FとGでは、年金支払い合計約八〇万リーヴルを予定しているが、そのうち二三万リーヴルは支払資金がないとしている。これが一五三三年度の財政状況である。

しかし、これにはいくつかの隠れた赤字が存在していた。第一に付属計算書Fの末尾には前年度(二二年度)の未払債務二四六万リーヴルが繰り越されていると記載されており、上記の二三万リーヴルの赤字と合算すれば、一五三三年度末には王国財政は約二七〇万リーヴルの歳出超過が見込まれることになる。第二に主要財源であるタイユについては、三五六万リーヴルが計上されているが、そのうち一一九万リーヴルはすでに前年に徴収済みであり、他方、歳出については、年金のように翌期に繰り越しているケースがあるなど、必ずしも単年度会計が守られていなかった。第三に官職創設による歳入増が本書に記載されていない一方で、歳出としてスコットランド派兵二〇万リーヴル⁽¹⁰⁾、スイスへの年賦金二〇万リーヴル⁽¹⁰⁾、諸借入金返済四五万リーヴル⁽¹⁰⁾等が他の史料には記載されているが、本状況書には記載されていない。従って、これらを考慮すると、王国財政は危機的状况にあってと言える。

表2 1523年財政状況書概要⁽¹⁰⁶⁾

項目	金額 (lt)	備考
歳入⁽¹⁰⁶⁾		
1. 王領	353,920	
2. 塩税	460,557	
3. 商品税	672,757	
4. タイユ等	3,566,942	竈税、タイユ免除の都市からの御用金等
歳入総合計	5,155,176	
歳出		
1. 教会・寄付	24,223	教会・修道会への支出・寄付
2. 税過重分返還	53,254	諸税・過重受取返金・免除
3. 王領収入贈与	102,475	
4. 森林管理	5,688	
5. 塩税贈与	36,735	
6. 商品税贈与	34,781	協約によるスペイン王への譲渡等
7. 常備軍	1,423,640	
8. 要塞守備隊	26,237	守備隊長への俸給
9. 死給兵	75,800	Mortes-payes。平時の要塞守備隊費用
10. 国王護衛隊	372,083	貴族100人隊・弓矢隊等
11. 要塞維持・修復	294,200	
12. 要塞補給	494,255	要塞への補給・兵站
13. 最高諸院	220,069	高等法院長、会計院院長、評定官の俸給他
14. 王室・王妃・王子	543,800	国王・王妃等宮廷費
15. 年金	484,850	
16. 王命令による支出	1,053,602	銀行家への返済・貴族等へ遅延年金等
17. 調整等	135,435	官職者融資への返済等
歳出総合計	5,380,269	
収支差	-226,069	

二. 銀行借入

では軍事費を含め不足する財政資金をどのように調達したのだろうか。最も効率的な調達方法はやはり銀行家からの借入であった。国王への融資を行った商人・銀行家の主力はリヨンに定住する外国人であった。リヨンには、シャルル七世以降、王権がその発展に力を注いだ大市があり、フィレンツェ、ルッカ等からイタリア人が移住し、商品だけでなく、貿易決済、為替手形決済、金利付き融資取引が活発に行われた国際金融市場が成立していた。リヨンの大市は一月（公現祭）、三月または四月（復活祭）、八月、十一月（万聖節）と年に四回開かれ、それぞれが二週間の商品取引大市とそれに続く二週間の決済取引大市からなり、計四週間にわたり開催された。大市で取り扱われる融資の期間は、売り上げ資金が入るまでのつなぎ資金融資が主体であったため、大市から次の大市までの約三か月の短期融資が主であり、対国王融資もその例外でなかった。貸付金利は一五二〇年頃では三か月四%〜五%（年利換算一六%〜二〇%）が通常で、例えば一五二〇年の金欄陣営会見資金の場合は年利一六%であった。⁽¹⁰⁾ リヨン以外にもパリ、ルーアンなどの商人からの融資もあったが、リヨンほど組織だって、ま

まった金額が調達できる都市や市場はなかった。アモンの表現を使えば、「首都パリの商人と金細工師は、ソールヌ沿岸（リヨン）の大商人・銀行家のような金融空間を持たず、その参加はつましやかであった」のである。⁽¹¹⁾

一五二〇年までリヨンの銀行家たちは、採算面でも悪くはない国王向け融資を要請に応じて純粋な商取引として行っていた。一五二一年国王はリヨンのルツカ人銀行家から七万五千リーヴル、リヨンの銀行家全体から約三万エキユを借入れたが、七月にはいり王とリヨンの銀行家たちの関係は緊張状態に入った。フランソワ一世はフランス在住のフィレンツェ人およびルツカ人銀行家たちに対し、国外退去命令を出したのである。⁽¹²⁾ 退去命令は、彼らが教皇およびカール五世に戦争準備の情報を流した故とされるが、⁽¹³⁾ 眞の理由は明確ではない。さらに同年クリスマス前夜には翌一月初めの大市においてミラノ、ルツカ、フィレンツェからリヨン市場に呈示される為替手形の決済を禁止すると、王令がリヨンのフィレンツェ人銀行家ガダーニユ、アルビッス、ナジに手渡された。⁽¹⁴⁾ 手形決済により資金がカール五世側に移動することを防ぐためであった。

加えて国王向け融資の返済が滞るようになっていた。

一五二二年四月七日王令は、債務として一五一八年融資のウルビーノ公結婚資金一〇万リーヴル、一五二〇年融資の金欄陣営会見資金二〇万リーヴルを記述しているが、そのいずれも返済期日を超えていた。

それではリヨンの銀行家のフランス国王向け融資残高はどの程度あったのだろうか。一五二二年二月末王令にあるジャック・ドウ・ポヌへの債務一五七万リーヴルが一つの指標となろう。このうち銀行家からの借入がどの程度あるのかは史料では解らないが、この中には六〇万リーヴルの国王のナポリ資金と王太后の個人資金一〇万リーヴルが含まれているので、純債務額は八七万リーヴルとなる。他方で一五二二年四月七日王令は、利息を含め五五万三千里ヴルが王の債務であると明示している。二月末と四月七日の間の金額の減少が返済によるものか、他の要因によるかは確認できないが、一五二二年四月初めにおける国王の対銀行家債務残高は五五万リーヴルから八七万リーヴルの間であり、この金額はリヨンの銀行家の国王与信限度に近づきつつあったのではないだろうか。王の返済遅延により銀行家自身の資金繰りも悪化し経営は苦しくなっていた。加えてビコッカの敗戦は、フランス王国に対する彼らの見方を変え、国王に対

する融資態度を慎重にさせていた。

かくして王の変わりやすい外国人施策、貸付金の延滞、限度額に近い債権残高、敗戦による国王与信への危惧は、一五二三年以降リヨンのフィレンツェ人銀行家の融資を停止させたのである。

第二節 失脚の諸要因

ビコッカの敗戦が財務官僚の怠慢によるとの声が上がり、そして危機的財政状況はジャックの立場を危うくした。国王は財務官僚に対する監査を行うとともに、財務行政体制改革を断行したのである。

一. 財務官僚監査

一五二三年一月十七日王は財務官僚監査のための特別監査委員会を設置し、王領会計官、総収税官、軍事財務官 (trésorier de l'ordinaire des guerres)、戦時財務官 (trésorier de l'extraordinaire des guerres) という会計官クラスに対する監査を開始した。監査委員にはパリ高等法院長シャルル・ギヤール、パリ会計院長ジル・ベルテロの他四名の高等法院と会計院の官職者が任命され、⁽¹¹⁾ 四日後にはエクス大司教ピエール・フィリユが追加任命

された。⁽¹⁵⁾ 本監査委員会設置は、まだ監査対象となっていなかったジャック他の財務総官も出席した国王顧問会議により決まったものであった。⁽¹⁶⁾ 財務官僚監査は、通常は会計院が行うにも拘らず、今回は王令により特別委員会を設置して監査を執行させたのには特別な意思があったと言える。王と王太后が財務官僚に対して不信感を持ち始めていたことは、ルイーズ・ドゥ・サヴォワの日記の「息子と私は財務官僚たちにより窃取され続けている」との記述により理解できる。⁽¹⁷⁾ また重臣たちも財務官僚に対する不信を持つようになった。大侍従ルネ・ドゥ・サヴォワはギヨーム・ドゥ・モンモランシに十二月十八日付書簡で「戦時財務官には約束通り支払いをする義務感と勤勉さが無い。約束はするが、そのとおりに実行しないという不正直な習慣を見ると、どこに信をおいて良いかかわらない」と書いている。財政後見人という立場にあるルネ・ドゥ・サヴォワですら財務官僚に対する信頼感を失っていたのである。

二二 財務行政改革

一五二三年三月十八日国王は王令を發布し、貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役職 (trésorier de l'épargne et receveur général des parties casuelles et imopinées des finances) を創設した。同王令は次のように述べている。⁽¹⁸⁾

「(略) 皇帝とイングランド王は平和条約、協調、友好に反し、我が国を侵略しようとした。(略) 神のご加護により余は王国、臣民を守り、敵を押し返した。それらは莫大な費用なしではなし得なかった。(略) 王領収入と税以外に、王領地売却、官職創設、外国人からの利付き借入、官職者と臣民からの無利息借入、聖職者課税と永代所有権取得税、王領地木材の売却、余と王妃および余の子供たちの節約、銀食器溶解、貧しき人民への増税など種々の手段により資金を調達した。事の緊急性のため資金は財務官僚など多くの手により集められ支払われたので、誰の任務か不明であった。この夏には再びわが王国を侵略すべく、敵は戦争準備をしている。それゆえ、当方も準備を進め、財政の混乱を回避するため、王領収入、商品税、タイユ、塩税を除くすべての臨時収入を一人に徴収管理させることとした。臨時収入は重大かつ緊急時に役立つよう貯蓄される(略)」。そして「全幅の信

頼をおく顧問のなかで最も信頼できる人物」であるラングドイルのフランス財務官であったフィルベール・バブを任命した。⁽¹²⁾従って、この官職創設の目的は、官職名のとおり臨時収入の徴収と管理および当該資金の貯蓄であり、従来の官僚制度およびフランス財務官と財務総官の職務には手を触れていない。重点は王国財政全体の改革でなく、戦費のための臨時歳入の一元的管理と貯蓄、そして不正防止であった。しかしバブが取り扱う歳入金は、臨時歳入にとどまらず、同年九月一日期限のタイユ⁽¹³⁾、十一月十五日には飲料・食品税、塩税等に拡大し、⁽¹⁴⁾同年十二月二十八日には貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役の職務内容が正式に決定された。

これによって、第一に歳入金の徴収役である王領会計官と総収税官は、下位の収税官が徴収した資金を、王領会計官は受領後二十日以内に、総収税官は一ヶ月以内に、貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役に集中するよう命ぜられた。⁽¹⁵⁾第二に財政状況書に計上されている項目は、従来のようにフランス財務官および財務総官の命令によってではなく、貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役の命令によって支払われ、計上されていない項目は国王命令によって支払うよう変更された。⁽¹⁶⁾第三にフランス財務官および

財務総官は所管総徴税官区の歳入増加を図り、過失・不正をただすべく年二度は巡察を行うことになり、⁽¹⁷⁾第四に王国財政運営の基準であった財政状況書の作成は従来同様フランス財務官と財務総官が行うが、その後の管理は貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役が行うこととし、国王と国王顧問会議への報告が義務付けられた。⁽¹⁸⁾貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役の役割が明確になる一方、フランス財務官と財務総官は、財政状況書の作成と所管地方の監査だけの職務となり、彼らは王国財政に関する権限だけでなく、資金を握っていることから生まれる政治的な発言力と影響力を失ったのである。一方で、貯蓄国庫財務官兼臨時歳入徴収役もその任務の実態は、いわば資金管理と帳簿管理が主体の会計係であり、⁽¹⁹⁾財政運営は財務官僚から国王顧問会議に移動したのであった。

この改革は思い付きではなく、すでに一五二一年八月にポニヴェ提督により「補助財源 (resources complémentaires) 担当」と「その他財源 (restes des fonds) 担当」を設置する「危機対応組織」の提案がなされていた。⁽²⁰⁾また今回の決定に至るまでに、本件が重臣・政府高官の間で熱心に議論されていたことは、「財政を正常化するため連日国王顧問会議で熱心に議論している」と

ギヨーム・ドゥ・モンモランシが息子アンヌに書いた書簡⁽⁹⁾で知ることができる。

その後一五二四年六月、特別臨時歳入財務官 (trésorier des finances extraordinaires et parties casuelles) 職が創設され、ギュイエンヌ財務総官⁽¹⁰⁾ エール・ダベステギイが任命され、臨時歳入部門を所管するようになった。

ここに古きより分かれていた王領財政 (經常会計) と課税財政 (特別会計) が統合されて一人の貯蓄国库財務官により管理され、聖職者課税や借入金からなる特別臨時歳入財政 (finances extraordinaires et parties casuelles)⁽¹¹⁾ は特別臨時歳入財務官により管理されることとなり、シヤルル七世以降の財務行政制度は改変されたのである。

三. ジャック・ドゥ・ボヌへの監査

一五二三年十一月一日、王はジャック・ドゥ・ボヌに一五一五年以降の会計帳簿を提出するよう命じた。彼は「自分は会計官ではない」との理由でこれを拒否したが、翌年五月九日王が督促命令を出す⁽¹²⁾とようやく提出した。同命令は「一五二三年十一月一日に、余の即位以降のすべての財政状況書、帳簿を提出すべしと命じたにも拘わらず、貴卿はいまだに実行していない。本書をもつ

て完全に実行しなければ、パリのコンシエルジュリー監獄に収監する」という厳しい内容であった。

一五二四年三月十一日ジャック・ドゥ・ボヌ特別監査委員会が発足し、パリ高等法院長で前年の財務官僚特別監査委員会メンバーであったシヤルル・ギャールのほか、訴願審査官 (maître des requêtes) 一名、パリ会計院から首席監査官一名と監査官二名の計五人が任命され、さらに戦時財務官で一五二一年から国王秘書兼軍事監察官 (secrétaire et contrôleur de l'extraordinaire des guerres) のランベール・メグレとボルドー会計官のトマ・ラプルが補佐者として指名され、王太后は五月二十日メグレとラプルの二人に自分のために動くようにとの委任状を発行した⁽¹³⁾。ジャックは監査メンバー三名と補佐者メグレの忌避を申し立てたが却下され、監査が開始された。

監査の主眼は、一五二二年二月二十八日付ジャックへの支払い王令一五七万四千リヴルの金額と内容が正当であるか否かであった。この金額は、ジャックが当初申告した金額とは異なり変更されたものであった。彼が国王顧問会議に申告した金額は、自ら調達し会計官経由で王に融資した資金八六万七千リヴルと国事に流用した

王太后の個人資金一〇万七千リーヴルの合計九万七千四リーヴルであった。王から預託されていたナポリ資金三〇万エキユ(六〇万リーヴルに相当)も国事に使用していたが、王の資金であるため、この申告額には含めていなかった。しかし、王と王太后は、この六〇万リーヴルは彼が勝手に流用したものと見做し、彼が返済すべき資金と考えていた。これをうけて、国王顧問会議はポーヌの申告額を九万四千リーヴルでなく、六〇万リーヴルを加えた一五万七千リーヴルに変更させたのである。⁽¹³⁾

彼が何故このような修正に同意したのかは不明であるが、自らを「情勢により妥協することが出来る人間である」と言っている性格⁽¹⁴⁾が出て、王が自分に債務を返済すれば問題ないと考えたのではないだろうか。

そして第二は、王の勘定と王太后の勘定を別個に管理せずの一つの勘定として取り扱い、特に王太后の個人資金を彼女の同意なしに国事に流用したことであった。ジャックは、「王と王太后の勘定は、分割できない一つの財布であると理解していた。王と王太后の命により、王国の重大事であると考え、彼女の資金を国事に使用した。自分は命令に従ったもので、王太后の意思と命令は彼女の書簡により明らかである」と抗弁し、前述の一五二一

年四月十日付および五月十一日付の王太后の書簡を提出し、さらに彼女が「王と自分の意思は同じであり、財布も一つである」と何度も言っていると陳述した。⁽¹⁵⁾

最後の点は、ナポリ資金六〇万リーヴルの帰属と流用である。ジャックは、「同資金は国王名での受領書により受け取ったものであるから、国王の資金であつて、王太后のものではない」と述べ、さらに「財務顧問会議での報告において、恒常的に同資金が財政状況書の中に見込まれていた」として、一五一七年六月一日および一五二一年六月六日の財政状況書を証拠として示した。一方、王太后側は「同資金は、王から自分に譲渡されたもので、サンブランセが知らないはずはない」と主張したが、彼女の主張を裏付けるものはなかった。これに対し、ジャックは「その資金については、王太后の命により一五二一年四月十日から十二月二日の間に当時戦時財務官であったメグレに八九万リーヴルを支払った」と陳述した。⁽¹⁶⁾

六月十八日、特別監査委員会はジャックが提出していた「王と王太后二人の合算勘定報告書」でなく、「王と王太后の個別勘定報告書」と「一五二二年二月末の国王支払命令書の明細と現在の状況書」の提出を命じた。彼は抵抗したが、結局、王と王太后の個別勘定報告書を二

十三日に提出した。

王の勘定と分離した王太后個人の勘定報告書では、アンボワーズ城の王太后専用スペースの改装費二三万リールが王太后の負担に修正された。彼女の個人勘定の収入が一六万リール、支出が五万三千リール、現金残高が一〇万七千リールであつたものが、支出が二八万三千リールとなり、一二万三千リールの支出超過となつたのである。現金残高一〇万七千リールはジャックにより既に国事に流用されていたので、ジャックに対する債権（最終的には王に対する債権）が一〇万七千リールあるものの、改装費二三万リールはジャックに対する債務ということになつた。

一方、王の勘定は、ジャックに対する債務一五七万四千リールのうち、王太后の負担となつた改装費二三万リールを減じると一三四万四千リールとなる。また一五二二年二月末王令後の王とジャックの間の融資と返済の状況は、新規融資が二七万九千リール⁽¹⁴⁾、返済された債務が六六万三千リール⁽¹⁴⁾であり、これらを加減すると、王のジャックに対する債務はナポリ資金を含め九六万リールとなる。修正後の貸借に対し、ルイズの代理人からアンボワーズ城改装費は彼女が負担するもので

はなく、ナポリ資金は彼女に帰属するとの異議申し立てや、その後の事務手続き等での応酬があり、ようやく九月二十四日に審議は終了した。王から督促要請があつたが、結論がでたのは翌一五二五年一月二十七日であつた。

監査委員会の結論は、「勘定は王と王太后を分離して処理されるべきこと」、「ナポリ資金は王太后の勘定とすべきこと」を除き、ジャックの主張および彼が提出した証拠書類の正当性を大筋で認めたものであつた。王と王太后の勘定の分離については、アンボワーズ城改装費を国王勘定に算入しており、矛盾した結論であつたが、結果として、ジャックは王に対し一一九万リール（アンボワーズ城改装費二三万リールを含む一五七万四千リールから、既に返済された六六万三千リールを減算し、一五二二年二月以降の新規融資二七万九千リールを加算）の債権を有し、王太后に対しては流用した彼女の個人資産一〇万七千リールと彼女の資金と判定されたナポリ資金六〇万リールの債務を負うことになつた。

この結論はジャックにとつては不利なものではなかつた。王太后の資金一〇万七千リールとナポリ資金六〇万リールについては、国王が彼に債務を返済すれば何

ら問題はないはずであった。

四．人脈崩壊

一五二三年から一五二五年の間に、なおジャックは職務を遂行し続けていたが、地位を保つうえで重要な資産である人脈を失っていく。

(一) 国王・王太后・王族

一五二一年春以降、国王の資金要求になかなか応えられないジャックは、国王と王太后の信頼を失っていき、特に王太后の個人資産一〇万リーヴル余の王国財政への流用が訴追の決定打となった。王太后が財務官僚に不信感を持ったのと同様、国王自身も一五二二年八月二日付けの書簡⁽¹⁴⁾でジャックに「(略) 貴殿が約束した金額を期限内に間違いなく供給するように配慮されたい。もし余とアルバニ公の事業がそのために失敗したら貴殿の責任を問う。これ以上は騙されないと臣下に話すであろう」と伝えている。さらに一五二三年六月に「王はもう騙されないと言った」と、ルネ・ドウ・サヴォワがギヨーム・モンモランシに書いている⁽¹⁵⁾。

王とルイーズ以外の王族と、ジャックはどのような関

係にあったのであろうか。国王の姉マルグリットの財産管理は、ジャックの長男ギヨーム・ドウ・ボーンが行っていた。一五二三年ジャックの失脚が決定的となった時期のマルグリットから彼へ宛てた書簡⁽¹⁶⁾がある。彼女は「王太后は、良き奉仕者に対して不満を見せたことはありません。貴卿は最も良き奉仕者であると思いますので、(不満を見せたことは) おかしいと思います」「説明するために王太后を訪ねたいと貴卿は書いていますが、王にもっと尽くすようにしたらどうでしょうか」「伯父(大侍従ルネ・ドウ・サヴォワ)は、兄弟のためにするようにな、大変心のこもった手紙を王太后と私に書いてきましたが、王太后は王に会ったうえで返事をする、伯父に伝えるよう私に命じました」「その間、貴卿は心配せず、しっかりとお仕えなさい。王太后ほど良き主人はいないと貴卿は分かると信じています」と大変親切な手紙を出している。同じ時期に、ジャックの甥であるモー司教ギヨーム・ブリソネに対して、マルグリットは、「王も王太后も彼の不名誉になることは何もありません⁽¹⁶⁾」と書いているが、彼女はその後何らの行動を起こしてはいない。

また、王太后の兄ルネ・ドウ・サヴォワとジャックの関係は、一四八九年以来の融資取引がある他に、ルネは

ジャックの甥ジャン・ルゼのバリ高等法院評定官職購入を助力し、一五二一年十二月には遺言書を修正し、ジャックを遺産執行人に選任している。⁽¹⁸⁾ルネが王国財政面での所謂「tuteurs」（後見人）であり、ジャックを「bon père」と呼んでいることを評価しすぎてはいけないが、二人の関係は良好であったと言える。ルネのパヴァリアでの戦死により擁護する王の親族がいなくなったこともジャックにとり不利となったと言えよう。

(二) 重臣・政府高官・財務官僚

重臣、政府高官、財務官僚とジャックとの関係はどのようなものであったのだろうか。重臣の中では、ルネ・ドウ・サヴォワの前任の「財政後見人」であった大侍従アルテュ・グフイエとの関係は大変良好であったが、彼も一五一九年に死去していた。その他の重臣との関係を示す史料は少ないが、彼が重臣たちに資金を融通していたことは推測できる。⁽¹⁹⁾例えばアルテュ・グフイエの弟ギヨーム・グフイエは一五一七年ジャックから一万リヴルを借り入れ、二十二年には債務残高が一万七千リヴルであった。⁽²⁰⁾一五二二年八月に彼が提案した「危機対応組織」設置案は、専門的知見を最大限に利用すべく「補

助財源担当」にはバリ会計院長ジル・ベルトロを、「その他財源担当」にはジャックをあて、ルネ・ドウ・サヴォワが彼等の上位者として管掌するというものであった。彼がジャックを高く評価していたことがわかる。重臣の中では、大法官アントワーヌ・デュプラが財務官僚による財政運営に対し厳しい目を注いでいた。⁽²¹⁾デュ・ベレイは「サンブランセ卿が受けている恩寵と彼の財政に関する権限を、大法官デュプラは長い間嫉妬していた」と回顧録に書いているが、デュプラだけでなく同じように考えていた廷臣がいたであろうことは想像に難くない。また『パリの住人の日記』には「一五二四年二月王はジャック・ポヌの勘定を監査しよう命じた」「ポヌは王に多額の借入金返済を請求した。彼は多くの（不動産）を購入し、特にノルマンディのレーグルの土地を、王に背いて皇帝側に逃げたノルマンディの男爵バンティエーヴル殿から八万エキユで購入していたので、王と顧問たちは驚愕した」との記述があるほどだ。⁽²²⁾

彼の同僚である財務官僚たちとの関係はどうであったのだろうか。ジャックは、姻戚であるブリソネ家とのつながりと自らの力で財務関連の人的ネットワークをつくり上げたが、このネットワークから外れた者、横領等の

不正を働きその罪を逃れようとする者、そして彼への王族の恩恵、彼の権力と富に嫉妬する者たちは、ルイーヅ・ドウ・サヴォワの指囁にのり、彼の失脚に関与したと考えられる。

まず初代貯蓄国庫財務官兼臨時収入徴収役に任命されたフィルベール・バブは王太后の信任が厚く、プリソネ／ドウ・ボーンヌのネットワークに対し敵意を持ち、ジャック追い落としに一役買ったと言われる。またノルマンデイ総収税官ギヨーム・ブルドムは財務官僚監査の対象であったにも拘わらず、一五二四年七月ノルマンデイ財務総官に昇進し、さらに証憑を提出しないため特別監査委員会が召喚しようとしていた矢先の一五二五年五月、摂政であった王太后は彼を貯蓄国庫財務官に就任させた。彼らはプリソネ／ドウ・ボーンヌとの姻戚関係もなく、人的ネットワークの外にいたと言って良いだろう。

一方、ジャック・ドウ・ボーンヌ特別監査委員会でルイズの代理人となったランベール・メグレは、一五一六年十月から一五二二年二月まで四年半にわたり戦時財務官であったことも注目に値する。ジャックからの資金を受取る側の人物であったからである。また叔母がジャックの亡妹の夫と結婚しているジャン・プレヴォは、ジ

ヤックの遠い姻戚にあたり、ノルマンデイ・フランス財務官兼財務秘書官付き事務官、ラングドイル総収税官付の事務官、国王秘書、戦時財務官に就くなど職歴を重ねた財務官僚であり、ジャックの補佐役であったという説もある。彼とジャックの資金のやり取りは多く、ジャックの金融取引実態を把握していたのは事実であり、プレヴォ自身が不正を働いていた可能性もある。プレヴォは未決済取引の清算が済んでいないと口実をつけて証憑書類の提出をせず、監査を遅らせていたが、彼も王太后によりギユイエンヌ財務総官に任命された。それでも特別監査委員会は彼に禁固刑を言い渡したが、王太后は彼を釈放させ、告訴人として利用した。

国王、王太后の信頼喪失、後ろ盾になる重臣の死亡、そして彼の派閥に属さない財務官僚や近しかった者らの裏切りにより、彼の失脚は加速された。

第三節 ジャック・ドウ・ボーンヌの逮捕と裁判

特別監査の結論言い渡しからわずか一月半後の一五二五年二月二十五日、パヴィアにおいてフランス軍は皇帝軍に敗れ、フランソワ一世自身が捕虜となつてしまった。マドリードに幽閉された国王の解放交渉が成立し、フラ

ンソワ一世が釈放されたのは、翌年三月十七日である。帰国後王はまず重要役職の人事刷新を行い、パヴィアの戦いとその後の捕囚時代に苦勞をともした人物、あるいは自分に近しい人物を登用した。捕囚時代の側近であったシャボ・ドウ・ブリオンを、空位となっていたフランス提督 (amiral de France) ならびにブルゴーニュ国王総代官 (lieutenant général du roi en Bourgogne) に、親友であるフロランジュ領主のロペール・ドウ・ラマルク三世を元帥 (maréchal) に、そしてアンヌ・ドウ・モンモランシをパヴィアで戦死したルネ・ドウ・サヴォワの後任の大侍従に任命した。対外的には一五二六年五月二十二日皇帝に対抗すべく教皇やヴェネツィアとコンヤック同盟を結成した。

一方、王国財政の責務からはずれていたジャックは、この間もトゥール総督の仕事(16)を続け、また自分の債権者と交渉して、王を含む債務者から融資金を回収すべく動いていた(16)。一五二六年央、王太后により救済されたジャン・プレヴォが、ジャックの訴追を画策しているとの噂が流れた(16)。

一・逮捕

一五二六年十一月からパリに来ていたジャック・ドウ・ボースは、翌年一月十三日滞在先のジュリアン・ボナコルシイ宅で逮捕され、バスティーユに投獄された。「同日彼の財産は差し押さえられ、財産調べが行われた」、
「ジャン・プレヴォがルーヴル獄に収監されているが、それは偽装で、告訴人は彼である」と『パリの住人の日記』は書いている(16)。同時にジャック・ドウ・ボースの下僚であるギヨーム・ドウ・フランとジャン・グエレ、さらにフィレンツェ人銀行家ロペール・アルピッスも逮捕された。リヨンのフィレンツェ人社会のリーダーであったトマ・ガダーニユ一世は(16)、連座を恐れ、アヴィニオンに逃亡した。

本事業を取り扱う法廷は決まっていなかったが、一五二三年に設置された財務官僚特別監査委員会(16)が一月二十二日に予備審問を開始した。三月五日には「被告人に属する現金・指輪・金銀宝石の装身具・食器・書簡・契約書・書類・家具を隠匿している者は十五日以内に届け出ること」との王令が出され(16)、五月十五日には「裁判管轄の抗弁を破棄し、被告のいかなる特権も無視してよい」との王の意思が監査委員会に伝えられ(16)、翌十六日には

「パリ高等法院首席検事のリストにある商人および銀行

家たちの書類・商業日誌・帳簿を押収せよ」との王令が

出され、ジャックの所有と見なされる財産への立ち入り

監査が行われた。同二十六日、本件事案を裁く判事が任命

された。ジャックを裁くこの法廷は、重要な案件を裁く

ために王が任命する委員 (commissaire) により構成さ

れる特別法廷であり、パリ高等法院第一院長ジャン・ド

ウ・セルヴェ、トゥルーズ高等法院長ジャック・ミニユ、

ルーアン高等法院長ジャン・ブリノン、訴願審査官アン

ブロワーズ・ドゥ・フロランス、さらに大評定院からの

二名の評定官、パリ高等法院からの三名の評定官、そし

てパリ会計院からの二名の監査官から成る質量ともに大

規模な判事団によって裁かれることになったのであった。

二. 罪状と判決
サンブラン七裁判の公式裁判記録は、従者ジャン・グ

エレの陳述書を除き、残存していないが、アルセナル国

立公文書館にある「サンブラン七訴追状」の全二十五条

の尋問事項から状況を知ることができる。内容は王令を

七項目に分類できよう。

第一に一五二二年二月二十八日の支払王令に計上され

た取引を四つの条文で告発している。王と王太后から預

託された資金を流用したこと (第一条)、会計官への資

金供給が現金でない決済手段も使われ、現金化されてい

なかったこと (第一条、第二条)、また王に融資してい

ない資金および既に返済を受けた資金を一五二二年二月

末の支払王令から減額していないこと (第十一条、第二

十五条) を挙げ、一五二五年一月に監査委員会がすでに

結論をだしている問題を蒸し返している。

第二が、軍事費に関する事項である。まず、送金した

と彼が王に言明した軍事費がイタリア戦線に到着しなか

ったことが問題とされた (第十一条)。また商人サルヴ

イアティとの武器と糧食などの軍用品購入取引において

ジャックが独断で価格を設定したこと、また賄賂を受け

取ったこと (第七条) および商人ボナコルシイとの兵器

取引において決済金額以上の金額で契約書に署名し、支

払っていることを告発している (第十六条)。

第三に国王のために借入れた資金と利息の受け払いが

問題とされた。すなわちイタリア商人ベルナル・サ

ルヴィアティおよび王の侍医ミロンの女婿フォルティ

との真実でない取引について領収書を偽造したこと（第四条）、イングランド大法官トマス・ウルジから資金を受領しながら王への報告を怠ったこと（第五条）、リヨンのイタリア人商人ロベール・アルピッスあてに偽造領収書を作成したこと（第八条）、さらにリヨンのイタリア人商人からの利息領収書での不実記載（第十二条）および利息收受の疑問点（第十三条、第十四条）と取引の詳細に立ち入った追及がなされた。

第四に戦時財務官ジャン・プレヴォとの取引における疑問点である。利息帳簿の改竄（第三条）、プレヴォとの間での融資明細書に虚偽の日付と事実でない記載があること（第九条）およびプレヴォから融資金受領書を交付されながら、王の侍医ミロンとその女婿フォルティア（註6）に自署した融資契約書を渡していることが追及された（第十条）。

第五に王と王太后に関する事項である。まず王太后の資産管理に関連して、彼女の所有する不動産の帳簿を不動産管理人の死後に持出し、作りかえ、改竄したこと（第十五条）、資金を会計官から受領しながら、王太后から指示された食器製作を行っていないこと（第十七条）、王太后の印璽の管理を正しく行わなかったこと

（第十八条）、ルネ・ドウ・サヴォワに王太后の了解を得ずに彼女の資金を渡したこと（第十九条）を訴状は指弾している。さらに王および王太后の物品購入に際し、彼が王に偽造領収書の署名をさせていることなど異例な業務取扱を糾弾している（第二十一条、第二十三条）。

第六はジャックの親族と従者に関する事項である。まず彼が甥ジャン・ルゼの高等法院評定官職購入に際し購入資金を横領したこと（第六条）、また官職者でない従者ドウ・フランに国王資金を取り扱わせたこと（第二十条）および従者アントワヌ・ロジェリに収税官の俸給を支払ったこと（第二十二条）の罪が問われている。そして最後に、収納した税金を横領して即位前の王と王太后への彼の融資金を回収していたにも拘わらず、さらに彼らから資金を受領したこと（第二十四条）を訴状は追及している。

ジャック・ドウ・ポーヌは、これらに対して条文ごとに弁明しているが、その要点は次のとおりである。まずナポリ資金と王太后の資金以外に、彼は一切の流用は行っておらず、それらも王の事業のために一五二一年に使用し、かつ王と王太后の命令によるものであったと彼は断固として反論した（第一条）。さらに一五二二年二月

末の支払王令の基となつた申告に間違ひはないと述べ(第二十五条)、会計官たちとの資金のやり取りに使用された現金以外の支払手段の現金化は会計官の職務であると非難している(第二条)。

第二のイタリア戦線への戦費の送金については、三回にわたり合計三二万リーヴルを現地にいた戦時財務官メグレあるいはその部下トゥアルに送金したことを、金額と送金の相手方の名前を具体的に挙げて、反論している(第十一条)。また軍事物資購入については、バブ財務官も同席のうえ取引をした。業者からの贈りもので価格を決めたことはないし、贈与を受けたこともなく、サルヴィアティの言は信用できない。さらに先王たちの治世では、財務総官たちが共同であるいは一人で購入交渉、取引を行つてきたとまで言っている(第七条)。第十六条で指摘された取引については、購入兵器の前線までの運搬および引渡までのリスクは売り手であるボナコルシイが負担することになったため、ボナコルシイの利益が大きくなったものであり、それが分かつた時点で、王のために減額交渉したが、結果は変わらなかつたと弁明している。

第三のリヨンのイタリア人商人からの借入資金と利息

受け払いについては、取引を偽つたわけではなく、商人・銀行家の取引においては貸手の名前を出さずに融資することは商慣習として一般的に行われていることであり(第四条)、イングランド大法官ウルジからの資金は王に關係する取引ではないので報告する義務はないと述べている(第五条)。さらに領収書の偽造は行つたことはなく、むしろアルビッスの言を信すべきではないし(第八条)、王から支払われた利息はすべて真の融資者に支払つていると反論した(第十二条、第十三条、第十四条)。

第四のプレヴォとの取引については、利息帳簿の改竄はプレヴォが行つたことで、自分が帳簿の修正を指示し、その結果は王の利益となつた(第三条)と答え、第十条についてはミロンとフォルティアとの融資契約書により自分はプレヴォの保証人となつたのだと陳述した。しかし第九条の融資明細書は、その時点では自分の資金もなく、借入できるだけの信用もなく、プレヴォの強い要望により、実行していない融資明細書に署名したことは認めだが、王に何らの損害も与えていないと弁明している。

第五の王太后の資産管理については、従来は物件のメモ程度であつた書類を、王太后の指示により帳簿の形式につくりかえたものであり(第十五条)、食器製造の資

金はプレヴォに渡していたので食器は製造されたものと考えていた（第十七条）、さらにルネ・ドウ・サヴォワへの支払は王太后からの贈与であり（第十九条）、印璽は故サンリス司教が死去まで保管し、王太后の命令どおり溶解した（第十八条）と各条項に明確に弁明している。王と王太后の購入品支払に関する指弾に対しては、王および王太后の娯楽費の支払は、特に命令された時を除き、自分は関与していない（第二十一条）とし、また王と王太后の命によりミラノやジェノヴァから購入した物品の支払を自分が行った場合に、自分で領収書を作成することがあったが、物品は引き渡されたものであり、何ら問題もなく、王には何の損害も与えていない（第二十三条）としている。

第六の親族、従者の行為に関する告発については次のように陳述した。まず甥の高等法院評定官職購入については、ルネ・ドウ・サヴォワが王に要望し実現したもので、資金についても王が了解していた事項である（第六条）。「従者に王の資金を扱わせただけであり（第二十条）、また従者に収税官の俸給を支払ったとする追及（第二十二條）には、「自分の命令によるものではないし、まった

く知らなかった」と答えた。さらに最後の税収の横領については、即位前の王とルイーズ・ドウ・サヴォワへの融資金は親族や友人の資金であり、横領は行っていない。自分の権限では総収税官や収税官を使わずに資金を得ることはできない。徴税し、王の資金管理をするのは彼らの任務であると陳述した（第二十四条）。

彼の陳述から見えることは、自分の行為はすべて王あるいは王太后の指示や命令に基づいたもので、自分の行った行動は王の利益になりこそすれ損害は与えていないこと、そして緊急時において最大限の努力により多額の資金を調達し王国の窮状を救ってきたのは自分であるとの強い自負である。

彼は自分の陳述の正当性、そしてこれまでの王への奉仕と財政への貢献を考え、自分が極刑判決を受けるとは全く考えてはいなかったらう。しかし八月九日「国王財政における窃取、詐欺、背任、横領、および不適切管理により断罪し、これらの罪を償うためすべての榮譽と身分を剥奪し絞首刑に処する。また三〇万リーヴルを王への損害として償還しその金額を控除した後、すべての動産不動産を没収する」⁽¹⁶⁾との判決が言い渡された。

ジャックは王に嘆願状を提出した。嘆願状は、王への

過去の献身と自身の無罪を訴え、妻と息子への憐みを求めたうえ、最後に王への融資金を返済してほしいと言葉で終わっている。⁽¹⁷⁾しかしアミアンにいた王は既に八月五日にはパリ奉行にあてて死刑執行命令を発行しており、八月十二日にパリ・モンフォーコン処刑場でジャックの絞首刑が執行されたのであった。

結 論

ジャック・ドゥ・ボーヌの生涯をとおして、フランソワ一世治世初期のフランス王国財政の変化を見てきた。彼は何故極刑に処せられたのだろうか。当時のフランソワ一世がおかれた状況が大きく影響していたと考えられる。何よりもまず国王威信の揺らぎと王権の顕示である。バヴィアの戦いに敗れ、カール五世の捕虜としてマドリードで幽閉生活を送ったフランソワ一世は、一五二六年三月十七日にマドリード条約署名と王子二人を身代わりの人質とすることで釈放された。マドリード条約によって、ブルゴーニュ、ミラノ、ナポリの放棄、フランソワおよびアルトワの宗主権譲渡が約定された。これは屈辱的なものであり、国王の権威を顕示することがフランソワ一世にとり急務であった。

一五二七年七月二十四日、王は親裁座を開催し、マドリード条約に課せられた諸条件の拒否と一五二三年に離反しカール五世のもとに走った大元帥 (cométable) ブルボン公シャルルに対し最終判決を下した。ブルボン公は、フランソワ一世により大元帥に任命され、マリニャーノの戦いで功績をあげたが、ミラノ方面軍指揮官を解任され、一五二一年には北東部前線指揮官にアランソン公が任命されるなど、疎んじられたとして不満を抱き、さらに一五二一年四月に死去した妻スザンナの遺産相続をスザンナの従姉妹にあたる王太后ルイズとフランソワ一世が強く要求したことから、⁽¹⁸⁾フランソワ一世と袂を分かつてカール五世の許に走ったのであった。ブルボン公は、カール五世の総司令官としてイタリア侵攻の指揮をとっていたが、一五二七年五月六日ローマですでに戦死していた。最終判決は、大逆罪および反乱罪により貴族位剥奪、ブルボン公領の王国併合、個人資産没収であった。

この親裁座において、司法への国王の介入に不満を持つパリ高等法院長の一人シャルル・ギヤールは「王は異端と戦い、新しい官職をつくらず、公的任務の売官を抑制されるように」と警告し、さらに「我々は聖なるもの

である王権に疑問を呈したり、議論したりするつもりはありません」と言いながら、最後に「国王はできることすべてを望んではいけません。正しく、公正なことにすなわち正義のみを行うべきであります」と発言し、フランソワ一世は激怒したという。その二週後にジャック・ドゥ・ボーンに対し死刑判決が出されたのである。ジャックへの厳しい判決は、このような状況を考慮にいれる必要があるのではないだろうか。

ビコッカおよびバヴァリアでの敗戦についても、戦費不足の問題、特に財務官僚による不正問題が付きまとった。ビコッカの敗戦については、資金未着が訴因の一つとなっているが、一五二五年のバヴァリアの戦いでは戦時財務官スピファムが横領の罪で投獄された。財務官僚による不正が敗戦につながったと考える貴族や廷臣の不満を和らげるためにもスケープゴートが必要となり、財務官僚の長であったジャックがその対象になったと言える。

フランソワ一世にとり、豊富な軍事費を持つためには、財源の拡大だけでなく、横領・不正の疑いのある財務官僚を追放して、新しい財務官僚制度を構築することが急務であり、制度改革を徹底するためには、ジャック・ドゥ・ボーンの処刑が妥当と考えた。彼の処刑後、財務官

僚に対する訴追はその後約十年続くことになり、一五二三年の財務行政改革はその後一五四六年まで新たな王令により修正されつつ継続された。王領財政・課税財政が一本化され、「王家家産」会計から「王国」財政へ向かって変身し、財政運営は財務官僚から国王顧問会議へと移行した。一五二〇年代はフランス王国財政にとり大きな転換期であり、ジャック・ドゥ・ボーンの処刑はその転換を加速する大きな事件であったと言える。

註

(1) ルネ・ゲルダン(辻谷泰志訳)『フランソワ一世』(国書刊行会、二〇一四)、一八〇頁より引用、一部加筆した。なおマロにはもう一篇「不幸な富豪 サンブランセ領主 ジャック・ドゥ・ボーン殿の哀歌」と題された富と栄光を詠んだ詩があるが、マロの同情は庇護者であった王姉マルグリット(一四九二―一五四二年)の心情を反映したものと説もある。 Cf. Martot, *Œuvres complètes* I, Paris, 2007, p. 593.

(2) アルフレッド・フィエロ(鹿島茂訳)『パリ歴史事典』(白水社、二〇一一)、二二七―二二八頁参照。モンフォーコンで処刑された財務官僚として後述の三名に加え、ルイ十世の財務官(tresorier)ジェラルド・ドゥ・ラ・ゲットとシャルル四世の財務官ピエール・ルミが挙げられている。

- (3) 樺山紘一『パリとアヴィニヨン』(人文書院、一九九〇)、『二二八—一四五頁参照。』
- (4) ベルナル・グネ(佐藤彰一・畑奈保美訳)『オルレアン大公暗殺』(岩波書店、二〇一〇)、『二七一—二九〇頁。』L. Merlet, *Biographie de Jean de Montagu*, Grand maître de France (1350-1409), *Bibliothèque de l'école des chartes*, t.13, Paris, 1852, pp. 248-284.
- (5) 山瀬善一『百年戦争』(教育社、一九八六)、『三三〇頁参照。』
- (6) 財政史研究に必要な数字が記録された関係史料がパリ会計院の火事(一七三七年、一七七六年)および革命(一七八九年)やパリコミューンの騒乱(一八七一年)により消失しており、数字に基づく財政状況の把握・分析には研究上の大きな阻害要因が存在する¹⁾とに言及しておく必要があろう。Cf. A. Guéry, *Les finances de la monarchie française sous l'ancien Régime, Annales*, t.33, 1978, no. 2, p. 217; M. Antoine, "Avant propos", in J. Félix, *Économie et finances sous l'Ancien Régime, Guide du chercheur 1523-1789*, Paris, 1994. 堀越宏一「十四世紀における会計院と王国財政」高山博・池上俊一編『宮廷と広場』(刀水書房、二〇〇二)、『六八頁を参照。』
- (7) M. A. Bally, *Histoire financière de la France depuis l'origine de la monarchie jusqu'à la fin de 1786*, Paris, 1839.
- (8) J. J. Clamageran, *Histoire de l'impôt en France depuis l'époque romaine jusqu'à 1774*, Paris, 1868.
- (9) A. Vühler, *Histoire de la dette publique en France*, Paris, 1886.
- (10) A. Cauwé, "Le commencement du crédit public en France, Les rentes sur l'Hôtel de ville au XVI^e siècle", *Revue d'économie politique*, IX, 1895, pp. 97-123.
- (11) G. Jaqueton, "Le Trésor de l'Épargne sous François 1^{er} (1523-1547)", *Revue historique*, t. 55, pp. 1-43, t. 56, pp. 1-38, 1894.
- (12) A. Bonzon, *La banque à Lyon aux XVI^e, XVII^e et XVIII^e siècles*, Lyon, 1902-1903.
- (13) M. Vigne, *La banque à Lyon du XV^e au XVIII^e siècle*, Paris, 1903.
- (14) R. Doucet, *L'état des finances de 1523*, Paris, 1923.
- (15) R. Doucet, *Le grand parti de Lyon au XVI^e siècle*, Lyon, 1933; *Finances municipales à Lyon*, Paris, 1937; *La banque en France au XVI^e siècle*, Paris, 1948.
- (16) M. Woulle, *The Fiscal System of Renaissance France*, London, 1972.
- (17) Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 中世から現代までの経済・通貨・金融・産業における国家の役割と歴史を広めるために一九八六年経済・財政省の外郭団体 Institut de la gestion publique et développement économique により設立された。
- (18) P. Hamon, *L'argent du roi, Les finances sous François I^{er}*, Paris, 1994.
- (19) P. Hamon, *Messieurs des finances, Les grands officiers*

- de finance dans la France de la Renaissance*, Paris, 1999.
- (20) J. Félix, *Économie et finances sous l'ancien Régime, Guide du chercheur 1523-1789*, Paris, 1994.
- (21) P. Clément, *Trois drames historiques, Enguerrand de Marigny, Beane de Semblançay, Le chevalier de Rohan*, Paris, 1857.
- (22) M. A. de Boisjé, "Semblançay et la surintendance des finances", *Annuaire-Bulletin de la société de l'histoire de France*, t. 18, no. 2, 1881.
- (23) P. Paris, *Études sur François Premier, roi de France, sur sa vie privée et son règne*, Paris, 1885.
- (24) A. Spont, *Semblançay (?-1527), La bourgeoisie financière au début du XVI^e siècle*, Paris, 1895.
- (25) R. Doucet, *Étude sur le gouvernement de François I^{er} dans ses rapports avec le Parlement de Paris*, Paris, 1921-1926.
- (26) 十四世紀の税制については A. Vuitry, *Études sur le régime financier de la France avant la Révolution de 1789*, 2 vols., Paris, 1883 年。特に堀越宏一「十四世紀後半のフランス王国における租税制度の成立」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』（東京大学出版会、二〇〇三）一八五—二一〇頁を参考にした。
- (27) 直接税をこれ以降タイユ (taille) と総称するようになる。タイユは割当税 (impôt de répartition) で、フィリップ四世治世では資産あるいは収入に対し課税されたが、聖職者、貴族の反対が強く、十四世紀には定率課税 (impôt de quote) である戸別税として課税された。taille の邦語訳は保護税、割税、人頭税、タイユ等があるが、本論文ではタイユに記述する。
- (28) Woulfe, *op. cit.*, p. 27.
- (29) aide は、フランス領土が家臣に課した賦課金だが、十四世紀には課税全般、特に商品への課税を意味するようになる。一四二〇年代には aide は商品税ではなく、援助税の意味で使用された。
- (30) Clamageran, *op. cit.*, t. 1, p. 473.
- (31) *Ibid.*, p. 473.
- (32) *Ibid.*, p. 475. 543 M.Woulfe は、援助税五〇万リーヴル (livres) である。 Cf. M. Woulfe, *op. cit.*, p. 29.
- (33) Clamageran, *op. cit.*, p. 475.
- (34) *Ibid.*, p. 478.
- (35) *Ibid.*, pp. 477-479.
- (36) *Ibid.*, p. 487.
- (37) G. Jaqueton, *Documents relatifs à l'administration financière en France de Charles VII à François I^{er} (1443-1523)*, Paris, 1891, vi-xii.
- (38) *Ibid.*, vx.
- (39) *Ibid.*, p. 243.
- (40) Spont, *Semblançay*, p. 1.
- (41) *Ibid.*, p. 2.
- (42) *Ibid.*, p. 13, note 2, p. 14, note 1.
- (43) *Surintendant/Intendants と言う用語は、アンゲラ・ド・ヌウ・ブリーニール、ジャン・ドゥ・モンテギュンギ

ヨーム・プリソネなど財政において特別権限を有する者に対し使われたが、官職として使用されるのは十六世紀中葉アンリ二世の時代以降である。Cf. P. Hamon, "Aux origines des surintendance", *Dictionnaires des surintendants et des contrôleurs généraux des finances*, Paris, 2000, pp. 3-5.

- (44) プリソネ家は、その後は財務官僚としてではなく、宮廷内の高官あるいは高位聖職者として活躍する。ギヨームの息子の一人がモー司教ギヨーム・プリソネ二世（一四七〇—一五三四年）である。彼はボローニヤ政教協約（一五一六年）の交渉にかかわり、またフランスにおけるキリスト教人文主義者ルフェーブル・デターブルの庇護者として、フランソワ一世の姉マルグリットとの宗教的交流で知られる。

(45) 臨時にラオル・ウロがブルゴーニュとプロワの財務総官に、ピエール・ダベステギイがギュイエンヌの財務総官に任命されているため二名多く、十名となっている。

(46) Spont, *Semblançay*, p. 24.

(47) 氏名・役職・在任期間は、Hamon, *Messieurs des finances*, pp. 443-460 に于て。

(48) Spont, *Semblançay*, p. 76 note 3.

(49) *Ibid.*, p. 76.

(50) *Ibid.*, p. 77.

(51) Clamageran, *op. cit.*, t. 2, pp. 84-87.

(52) *Ordonnances des rois de France, Règne de François I^{er}* (以下 O.R.F.), Académie des sciences morales et

politiques, Paris, 1902-1940, t. 2, no. 161.

- (53) Spont, *Semblançay*, p. 86. 娘であるクロード王女の結婚については、王妃アンヌはシャルル・ドゥ・ルクサンブル（のちのカール五世）との結婚を、国王ルイ十二世はフランソワ・ダングレーム（のちのフランソワ一世）との結婚を進める意向であったが、結局一五〇六年五月二十一日クロード王女とフランソワの婚約が成立した。

(54) *Ibid.*, p. 86.

(55) *Ibid.*, pp. 95-96, note 6.

(56) *Ibid.*, p. 98, note 5; p. 117.

- (57) ジャックが処刑時に所有していた不動産の概要は、次のとおりである。①トゥール市内および近郊…父祖から相続した邸宅、領主采地五か所、合計八四アルパン（一アルパンは約五〇アール）の牧草地、可耕地、森林、庭園、橋、水車など、②ラカルテ（トゥールの南五〇キロ）…城主領地、封土四か所、四一アルパンの牧草地、小作地八か所、③モンリシャル（トゥールの東四〇キロ）…封土一か所（妻の持参資産）、家屋五棟（一四八九年から一五〇〇年にかけて購入あるいは担保物件として取得）、庭園と酒蔵、邸宅、小作地四か所、土地一〇〇アルパン、水車。土地、④ルイーズ・ドゥ・サヴォワから贈与されたサンブランセ男爵領（トゥールの北西四〇キロ）…一五〇アルパンの小作地、葡萄畑、アーモンド畑、水車。Cf. Spont, *Semblançay*, pp. 9-11, 106-115, 239-241.
- (58) *Ibid.*, p. 129; *Catalogue des actes de François I^{er}* (以下

- C.A.F.), Academie des sciences morales et politiques (France), Paris, 1887-1905, t. 1, no. 604 : Semblançay, Bailli de Touraine の記載をたづねる。
- (59) *O.R.F.*, t. 2, no. 146.
- (60) Spont, *Semblançay*, p. 152.
- (61) *Ibid.*, p. 157.
- (62) Hamon, *L'argent du roi*, p. 51.
- (63) Spont, *Semblançay*, p. 160.
- (64) Doucet, *L'état des finances de 1523*, p. 6.
- (65) *O.R.F.*, t. 3, no. 306. 列挙されてゐる銀行家はオリヴァエ・ガダーニエ、ザンビ・バルトラン、ローランおよびフェリックス・ストロッセ、ビエール・ビニエ、ギヨーム・ナジ、アルビュス・テル・シネ、ザンビ・ジノイ、ジャン・タレズルガー、ロズール・アルビュス、ジャン・サン、ジャンおよびアントワヌ・ボンヴェジ、ミニエテリ兄弟およびイレナンシェおよびルッカ出身であり、モン居住の銀行家が大宗を占める。
- (66) Spont, *Semblançay*, p. 164.
- (67) *Ibid.*, p. 167.
- (68) *Ibid.*, p. 167.
- (69) *Ibid.*, p. 157.
- (70) *C.A.F.* t. 1, no. 1279.
- (71) Spont, *Semblançay*, p. 170.
- (72) *Ibid.*, p. 169.
- (73) Jaqueton, Le Trésor de l'Épargne sous François I^{er}, *Revue historique*, t. 55, p. 25.
- (74) Spont, *Semblançay*, p. 170.
- (75) *Ibid.*, p. 172; Doucet, *L'état des finances 1523*, p. 6.
- (76) *C.A.F.*, t. 1, no. 1295; no. 1391; no. 1392; no. 1405; no. 1459.
- (77) *C.A.F.*, t. 1, no. 1370; Doucet, *L'état des finances 1523*, p. 7.
- (78) *C.A.F.*, t. 1, no. 1422; Doucet, *ibid.*, p. 7.
- (79) *C.A.F.*, t. 1, no. 1326; no. 1381; Doucet, *ibid.*, p. 7.
- (80) Spont, *Semblançay*, p. 170.
- (81) *Ibid.*, p. 170, note 6.
- (82) *Ibid.*, p. 171.
- (83) *Ibid.*, p. 173.
- (84) *C.A.F.*, t. 1, no. 1353.
- (85) Spont, *Semblançay*, p. 173.
- (86) *Ibid.*, p. 173.
- (87) *Ibid.*, p. 176.
- (88) *Ibid.*, p. 179.
- (89) *C.A.F.*, t. 1, no. 1434.
- (90) Spont, *Semblançay*, p. 182; Doucet, *L'état des finances 1523*, p. 7.
- (91) *C.A.F.*, t. 5, no. 17461.
- (92) A.Spont, Documents relatifs à Jacques de Beaune-Semblançay, *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1895, t. 56, p. 352.
- (93) *O.R.F.*, t. 2, no. 306.
- (94) オリヴァエ・メルタン (増浩訳) 『フランス法制史概

- 説】(創文社、一九九六)、四九四—四九五頁：Hanon, *L'argent du roi*, p. 139.
- (95) Clamageran, *op. cit.*, t. 2, p. 111.
- (96) C.A.F., t. 1, no. 1467.
- (97) C.A.F., t. 1, no. 1479, no. 1480.
- (98) C.A.F., t. 1, no. 1670.
- (99) Hanon, *L'argent du roi*, p. 155.
- (100) Doucet, *L'état des finances 1523*, p. 10. 一五二三年財政状況書はパリ国立図書館に保管されてきた文書で、署名はなく、日付も不完全であるが、本体財政状況書は一五二三年五月一日付で作成されたもの。
- (101) 実際には一〇万リーヴルを教会・聖職者に要求してゐた。C.A.F., t. 1, no. 1836, no. 1859, no. 1870.
- (102) C.A.F., t. 1, no. 1858.
- (103) C.A.F., t. 5, no. 17577.
- (104) Doucet, *L'état des finances 1532*, p. 21.
- (105) 費目ごとの数字は Doucet, *Les états des finances de 1523* にある。
- (106) 歳入・歳出とも科目別に加算した計と「総合計」に差異があるが *Les états des finances* の原本記載とおりとした。
- (107) 一五二二年四月七日王令で、一五二〇年復活祭から翌年復活祭までの一〇万エキユに対し利息一万六千エキユと記述してゐる。Cf. O.R.F., t. 2, no. 306.
- (108) Hanon, *L'argent du roi*, p. 161.
- (109) *Ibid.*, p. 154.
- (110) Spont, *Semblangny*, p. 174, note 2. *Journal tenu par un bourgeois de Paris au temps de François I^{er}*, Clermont-Ferrand, 2001, t. 1, p. 72.
- (111) 退去命令は、その後フィレンツェ人銀行家からの強制借り上げ一〇万リーヴルにより解除されたが、融資は翌年に実行された。Cf. Hanon, *L'argent du roi*, p. 154.
- (112) Spont, *Semblangny*, p. 173.
- (113) 一五二二年四月二十一日から七月にかけてジャンヌまつに財務官たちからの支払はあった。Cf. Spont, *Semblangny*, p. 189.
- (114) C.A.F., t. 1, no. 1730.
- (115) Doucet, *Étude sur le gouvernement de François I^{er} dans ses rapports avec le Parlement de Paris*, t. 1, Paris, 1921, p. 178.
- (116) *Ibid.*, p. 178.
- (117) Journal de Louise de Savoie, M. Petitot (dir.), *Collection complète des mémoires relatifs à l'histoire de France*, t. 16, Paris, 1820, p. 399.
- (118) Spont, *Semblangny*, p. 204.
- (119) C.A.F., t. 1, no. 1750.
- (120) de Boisisle, *op. cit.*, pp. 245-247 より引用。
- (121) C.A.F., t. 1, no. 1780.
- (122) Jaqueton, *Le trésor de l'épargne sous François I^{er}*, *Revue historique*, t. 55, p. 9.
- (123) C.A.F., t. 1, no. 1927, no. 1928.
- (124) O.R.F., t. 3, no. 365, art. 2; art. 3.
- (125) *Ibid.*, art. 9.

- (126) *Ibid.*, art. 17.
- (127) *Ibid.*, art. 16.
- (128) R. Doucet, *Les institutions de la France au XVII^e siècle*, t. 1, Paris, 1948, p. 291.
- (129) Hamon, *L'argent du roi*, p. 360. Spont *Semblançay*, p. 134, note 4.
- (130) Hamon, *ibid.*, p. 361.
- (131) 特別臨時歳入には聖職者課税、都市御用金、借入金、官職売買、王領臨時歳入（臨時の樹木売却、土地売却等）、罰金、没収（相続人不在財産、外国人遺産没収等）、永代所有権取得税、平民による封地取得に対する課税が含まれる。
- (132) de Boislisle, *op.cit.*, p. 249.
- (133) Paris, *op.cit.*, t. 1, pp. 218-219.
- (134) *Ibid.*, pp. 219-221.
- (135) Spont, *Semblançay*, p. 183, note.1.
- (136) *Ibid.*, p. 101; p. 280.
- (137) *Ibid.*, p. 215.
- (138) *Ibid.*, p. 218.
- (139) *Ibid.*, p. 218.
- (140) *Ibid.*, p. 212, note 2.
- (141) *Ibid.*, p. 216, note 3.
- (142) Clement, *op.cit.*, p. 172.
- (143) Spont, *Semblançay*, p. 196 note 6.
- (144) *Ibid.*, p. 203, note 1.
- (145) G. Bricomet, *Marguerite d'Angoulême, Correspondance*

十六世紀前半におけるフランス王国財政の転機

- dance (1521-1524)* II, Genève, 1979, p. 114.
- (146) Hamon, *Messieurs des finances*, Paris, 1999, p. 350.
- (147) Spont, *Documents relatifs à Jacques de Beaulieu-Semblançay*, p. 338.
- (148) Spont, *Semblançay*, p. 182, note 1.
- (149) Hamon, *Messieurs des finances*, p. 231.
- (150) P. Hamon, 《Semblançay》, dans C. Michon (dir.), *Les conseillers de François I^{er}*, Paris, 2011, p. 123.
- (151) マントワース・メモリアルゴットは稿を改めて論じた。
- (152) M. du Bellay, *Les Memoires de Messire Martin du Bellay*, M. Petitot (dir.), *Collection complète des memoires relatifs à l'histoire de France*, t. 17, Paris, 1821, p. 385.
- (153) *Journal tenu par un bourgeois de Paris au temps de François I^{er}*, t. 1., p. 141.
- (154) Spont, *Semblançay*, p. 199.
- (155) Woulfe, *op. cit.*, p. 79.
- (156) C.A.F. t. 5, no. 17802.
- (157) C.A.F. t. 5, no. 18305.
- (158) C.A.F., t. 1, no. 522.
- (159) Spont, *Semblançay*, p. 230, note2.
- (160) *Journal tenu par un bourgeois de Paris au temps de François I^{er}*, t. 2, p. 69.
- (161) Doucet, *Étude sur le Gouvernement de François I^{er}*, t. 1, pp. 180-185.

- (162) J. Jacquart, *François I^{er}*, Paris, 1994, pp. 195-197.
- (163) A. Spont, *Semblançay*, p. 242 note 2.
- (164) *Ibid.*, pp. 235-237.
- (165) R. Doucet, *Étude sur le Gouvernement de François I^{er} dans ses rapports avec le Parlement de Paris*, t. 2, p. 226.
- (166) Spont, *Documents relatifs à Jacques de Beaune-Semblançay*, p. 330.
- (167) *Journal tenu par un bourgeois de Paris au temps de François I^{er}*, t. 2, p. 65.
- (168) トマ・ガターニユは「ラブレール」第四の書に「escuz de Gadagne」と書かれざるほどの富を持つてゐた。
Cf. François Rablais, «*Le Quart Livre*», *Textes littéraires Français*, Paris, 1947, p. 31.
- (169) Spont, *Semblançay*, p. 249 note 5.
- (170) *Ibid.*, p. 249.
- (171) *Ibid.*, p. 251.
- (172) *Ibid.*, p. 250.
- (173) Doucet, *Les institutions de la France au XV^e siècle*, t. 1, p. 175. 本事を裁いた法廷および予備審問機関については、スポンならびにドウセとアモンは見解が異なっている。前者は一五二三年特別監査委員会が予備審問を行い、裁判は王が委任した委員により行われたとし、アモンは一五二六年十一月二十四日に設置された「汚職委員会」(comission sur les malversations)が予備審査から裁判まで行つたとしている。筆者は裁判の性質から、前者の見解を支持する。
- (174) Spont, *Documents relatifs à Jacques de Beaune-Semblançay*, pp. 333-354.
- (175) Spont, *Ibid.*, p. 336 note 2.
- (176) Doucet, *Étude sur le Gouvernement de François I^{er}*, t. 2, p. 229.
- (177) Clément, *op. cit.*, pp. 199-201.
- (178) C.A.F., t. 1, no. 2722.
- (179) P. Hamon, "Charles de Bourbon, cométable de France (1490-1527)", dans C. Michon (dir.), *Les conseillers de François I^{er}*, pp. 95-96.
- (180) *Ibid.*, p. 95.
- (181) Hamon, *L'argent du roi*, p. 351; Jean Jacquart, *François I^{er}*, Paris, 1981, p. 201.
- (182) フランチェスコ・マッチャルダインの『イタリア戦争史』およびマルタン・テウ・シリ『回顧録』には「イタリヤへ送金すべき戦費を王太后が着服したのではないかとされる記載がある」(Cf. Paris, *op. cit.*, t. 1, p. 172; du Bellay, *op. cit.*, pp. 384-385)が、その後の「ドットマン」・ボアリル・スポンの研究では事実ではなかられる。
- (183) Hamon, *L'argent du roi*, p. 531.